

平成 28 年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 60 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 64 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	19
奈良市議案第 100 号	平成 28 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号） ……	21
〃 第 101 号	平成 28 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号） ……	26
〃 第 102 号	平成 28 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号） ……	28
〃 第 103 号	平成 28 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） ……	30
〃 第 104 号	平成 28 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号） ……	123
〃 第 105 号	平成 28 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	131
〃 第 106 号	平成 28 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	152
〃 第 107 号	平成 28 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予 算（第 1 号） ……	171
〃 第 108 号	平成 28 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	187
〃 第 109 号	奈良市行政組織条例の一部改正について……………	205
〃 第 110 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	206
〃 第 111 号	奈良市実費弁償条例の一部改正について……………	207
〃 第 112 号	奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業 職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について……………	208

奈良市議案第113号	奈良市税条例等の一部改正について……………	212
〳 第114号	奈良市立こども園設置条例等の一部改正について……………	222
〳 第115号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正 について……………	224
〳 第116号	奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委 員の定数に関する条例の制定について……………	225
〳 第117号	奈良市特産品等直売施設条例の一部改正について……………	227
〳 第118号	奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部改 正について……………	229
〳 第119号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	231
〳 第120号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	232
〳 第121号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に ついて……………	233
〳 第122号	財産の処分について……………	234
〳 第123号	委託契約の締結について……………	236
〳 第124号	公の施設の指定管理者の指定について……………	241
〳 第125号	公の施設の指定管理者の指定について……………	242
〳 第126号	公の施設の指定管理者の指定について……………	243
〳 第127号	公の施設の指定管理者の指定について……………	244
〳 第128号	本市流域関連公共下水道施設を大和郡山市住民の利 用に供することについて……………	245
〳 第129号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変 更について……………	247
〳 第130号	工事請負契約の締結について……………	(別冊)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成28年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年9月8日午後9時40分頃、奈良市法華寺町地内において、相手方が市道を自転車で走行していたところ穴ぼこにより転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 427,300円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年8月6日午前8時50分頃、奈良市高畑町地内において、市道を歩いていた相手方が舗装ブロックの段差により転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 10,064円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年6月16日午後3時頃、奈良市西包永町地内において発生した、本市の公用車のごみ置き場の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 86,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年7月12日午前9時頃、奈良市秋篠町地内において発生した、本市の公用車が民家の玄関フェンス及びブロックを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 146,880円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年8月9日午前2時頃、第2号（東之阪）市営住宅4号棟において、給水管の経年劣化により水漏れが発生し、相手方の家具等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 135,100円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年8月10日午後2時5分頃、奈良市八条町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 108,099円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年11月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年10月25日午前8時15分頃、奈良市大安寺四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の駐車場シャッターに接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 61,560円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年11月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年9月16日、下三条東街区公園において、樹木の根が隣地へ侵入し相手方の家屋の外構を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 233,280円

平成28年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

平成28年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ689,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,965,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び 負担金		千円 1,449,593	千円 3,000	千円 1,452,593
	1. 分担金	450	3,000	3,450
15. 国庫支出金		24,014,150	224,634	24,238,784
	1. 国庫負担金	19,244,486	40,000	19,284,486
	2. 国庫補助金	3,099,370	156,997	3,256,367
	4. 国庫交付金	1,548,232	27,637	1,575,869
16. 県支出金		7,323,955	92,410	7,416,365
	1. 県負担金	5,536,090	20,000	5,556,090
	2. 県補助金	1,500,794	72,410	1,573,204
20. 繰越金		653,040	259,487	912,527
	1. 繰越金	653,040	259,487	912,527
22. 市債		12,903,500	110,000	13,013,500
	1. 市債	12,903,500	110,000	13,013,500
歳入合計		129,276,211	689,531	129,965,742

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 701,220	千円 5,136	千円 706,356
	1. 議 会 費	701,220	5,136	706,356
2. 総 務 費		14,974,672	63,048	15,037,720
	1. 総 務 管 理 費	10,938,409	99,889	11,038,298
	3. 徴 税 費	1,345,713	△ 38,660	1,307,053
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	511,281	△ 727	510,554
	5. 選 挙 費	180,523	5,902	186,425
	6. 統 計 調 査 費	39,701	△ 11,557	28,144
	7. 監 査 委 員 費	75,190	8,201	83,391
3. 民 生 費		56,477,254	335,922	56,813,176
	1. 社 会 福 祉 費	25,409,011	117,758	25,526,769
	2. 児 童 福 祉 費	17,481,457	219,588	17,701,045
	3. 生 活 保 護 費	13,378,670	△ 906	13,377,764
	4. 国 民 年 金 事 務 費	208,116	△ 518	207,598
4. 衛 生 費		11,212,058	83,624	11,295,682
	1. 保 健 衛 生 費	1,887,067	44,899	1,931,966
	2. 保 健 所 費	1,862,487	14,389	1,876,876
	3. 清 掃 費	6,778,018	12,925	6,790,943
	4. 上 水 道 費	684,486	11,411	695,897
5. 労 働 費		114,545	△ 4,389	110,156
	1. 労 働 諸 費	114,545	△ 4,389	110,156

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 501,569	千円 35,052	千円 536,621
	1. 農林費	501,569	35,052	536,621
7. 商工費		1,576,169	5,318	1,581,487
	1. 商工費	1,576,169	5,318	1,581,487
8. 観光費		1,025,177	△ 10,687	1,014,490
	1. 観光費	1,025,177	△ 10,687	1,014,490
9. 土木費		9,812,545	15,010	9,827,555
	1. 土木管理費	96,930	7,714	104,644
	2. 道路橋梁費	2,799,577	10,507	2,810,084
	3. 河川費	286,697	3,367	290,064
	4. 都市計画費	4,099,996	△ 6,009	4,093,987
	6. 住宅費	600,424	△ 569	599,855
10. 消防費		3,840,521	7,265	3,847,786
	1. 消防費	3,840,521	7,265	3,847,786
11. 教育費		11,028,678	147,232	11,175,910
	1. 教育総務費	2,587,402	63,734	2,651,136
	2. 小学校費	1,951,874	31,358	1,983,232
	3. 中学校費	703,760	△ 3,086	700,674
	4. 高等学校費	972,050	23,403	995,453
	5. 幼稚園費	979,744	23,694	1,003,438
	7. 保健体育費	2,484,666	8,129	2,492,795
12. 災害復旧費		46,000	7,000	53,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	7,000	7,000	14,000
歳出合計		129,276,211	689,531	129,965,742

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
こども園給食調理業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	千円 36,186
農業用河川工作物応急対策事業	平成28年度から 平成29年度まで	48,000
中学校給食調理業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	28,000
給食食材調達経費	平成28年度から 平成29年度まで	46,000
指定管理者による奈良市子ども発達センターの管理に要する経費	平成29年度から 平成33年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	平成29年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良町からくりおもちゃ館の管理に要する経費	平成29年度から 平成33年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 185,900	千円 244,700
保健衛生施設整備事業	64,500	101,500
土地基盤整備事業	8,900	10,500
道路事業	1,452,600	1,456,600
河川事業	147,500	154,000
災害復旧事業	37,900	40,000
計	12,903,500	13,013,500

平成28年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,822,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		千円 2,796,170	千円 △ 9,000	千円 2,787,170
	1. 一般会計 繰入金	2,795,931	△ 9,000	2,786,931
歳入合計		43,831,080	△ 9,000	43,822,080

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 349,230	千円 △ 9,000	千円 340,230
	1. 総務管理費	273,162	△ 9,000	264,162
歳出合計		43,831,080	△ 9,000	43,822,080

平成28年度奈良市土地区画整理 事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		千円 866,584	千円 △ 15,500	千円 851,084
	1. 一般会計 繰入金	866,584	△ 15,500	851,084
歳入合計		1,434,000	△ 15,500	1,418,500

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地 画整理事業費		千円 377,000	千円 △ 5,000	千円 372,000
	西大寺駅南 1. 地区土地 画整理事業費	377,000	△ 5,000	372,000
2. JR奈良駅南 地区土地 画整理事業費		315,500	△ 10,500	305,000
	JR奈良駅南 1. 地区土地 画整理事業費	315,500	△ 10,500	305,000
歳出合計		1,434,000	△ 15,500	1,418,500

平成28年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第3号）

平成28年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,225,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		千円 4,223,243	千円 △ 5,300	千円 4,217,943
	1. 一般会計 繰入金	4,157,558	△ 5,300	4,152,258
歳入合計		28,231,253	△ 5,300	28,225,953

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 629,829	千円 △ 5,300	千円 624,529
	1. 総務管理費	312,035	△ 5,300	306,735
歳出合計		28,231,253	△ 5,300	28,225,953

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
13	分担金及び負担金	1,449,593	3,000	1,452,593
15	国庫支出金	24,014,150	224,634	24,238,784
16	県支出金	7,323,955	92,410	7,416,365
20	繰越金	653,040	259,487	912,527
22	市債	12,903,500	110,000	13,013,500
	歳 入 合 計	129,276,211	689,531	129,965,742

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他	—	
1 議会費	701,220	5,136	706,356				5,136	
2 総務費	14,974,672	63,048	15,037,720				63,048	
3 民生費	56,477,254	335,922	56,813,176	276,842	58,800		280	
4 衛生費	11,212,058	83,624	11,295,682		37,000		46,624	
5 労働費	114,545	△4,389	110,156				△4,389	
6 農林水産業費	501,569	35,052	536,621	36,800	1,600	1,600	△4,948	
7 商工費	1,576,169	5,318	1,581,487				5,318	
8 観光費	1,025,177	△10,687	1,014,490				△10,687	
9 土木費	9,812,545	15,010	9,827,555		10,500		4,510	
10 消防費	3,840,521	7,265	3,847,786				7,265	
11 教育費	11,028,678	147,232	11,175,910				147,232	
12 災害復旧費	46,000	7,000	53,000	3,402	2,100	1,400	98	
歳 出 合 計	129,276,211	689,531	129,965,742	317,044	110,000	3,000	259,487	
				一般財源内訳		繰越金		259,487

2. 歳入

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 農林水産業費分担金	200	1,600	1,800	1 土地基盤整備 事業費分担金	1,600	農業用河川工作物応急対策事業費分担金
2 災害復旧費分担金	250	1,400	1,650	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	1,400	農地災害復旧事業費分担金
計	450	3,000	3,450			

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,075,080	40,000	19,115,080	6 施設型給付費 負担金	40,000	施設型給付費負担金	
計	19,244,486	40,000	19,284,486				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	2,388,176	156,997	2,545,173	5 障害者福祉施設整備事業費補助金	7,155	障害者福祉施設整備事業費補助金 保育所等業務効率化推進事業費補助金 バンビーンホーム建設事業費補助金	
				6 児童措置費補助金	21,000		
				10 児童福祉施設整備事業費補助金	128,842		
計	3,099,370	156,997	3,256,367				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	195,315	27,637	222,952	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	27,637	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
計	1,548,232	27,637	1,575,869				

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	4,969,208	20,000	4,989,208	5 施設型給付費負担金	20,000	施設型給付費負担金	
計	5,536,090	20,000	5,556,090				

第16款 県支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,157,265	32,208	1,189,473	9 児童福祉施設整備事業費補助金	32,208	バンビホーム建設事業費補助金	
4 農林水産業費県補助金	89,595	36,800	126,395	3 土地基盤整備事業費補助金	36,800	農業用河川工作物応急対策事業費補助金	
8 災害復旧費県補助金	1,262	3,402	4,664	1 農林業用施設災害復旧事業費補助金	3,402	農地災害復旧事業費補助金	
計	1,500,794	72,410	1,573,204				

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 繰越金	653,040	259,487	912,527	1 繰越金	259,487	歳計剰余繰越金	
計	653,040	259,487	912,527				

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	185,900	58,800	244,700	1 福祉施設整備事業債	58,800	児童福祉施設整備事業債
3 衛生債	886,600	37,000	923,600	1 保健衛生施設整備事業債	37,000	新斎苑整備事業債
4 農林水産業債	8,900	1,600	10,500	1 土地基盤整備事業債	1,600	土地基盤整備事業債
6 土木債	2,672,600	10,500	2,683,100	1 道路事業債	4,000	道路橋梁新設改良事業債
				2 河川事業債	6,500	河川堤防改修事業債
9 災害復旧債	37,900	2,100	40,000	1 災害復旧事業債	2,100	農林業用施設災害復旧事業債
計	12,903,500	110,000	13,013,500			

第22款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	701,220	5,136	706,356	5,136 一般財源	2 給料 1,229	職員給与費等	
					3 職員手当等 4,704		
					4 共済費 △797		
計	701,220	5,136	706,356	特定財源 0 一般財源 5,136			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,816,423	99,889	7,916,312	99,889 一般財源	2	給料	職員給与等 臨時職員等経費
					3	職員手当等	29,889
					4	共済費	70,000
					7	賃金	
					19	負担金補助及 び交付金	
							242,502
							△145,694
							△71,153
							73,716
							518
計	10,938,409	99,889	11,038,298	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	786,245	△38,660	747,585	一般財源 △38,660	2 給料 △6,939		職員給与費等
					3 職員手当等 △16,972		
					4 共済費 △14,749		
計	1,345,713	△38,660	1,307,053	特定財源 一般財源 △38,660			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	511,281	△727	510,554	一般財源 △727	2 給料	△2,744	職員給与費等
					3 職員手当等	3,769	
					4 共済費	△1,752	
計	511,281	△727	510,554	特定財源 一般財源 △727			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	61,523	5,902	67,425	一般財源 5,902	2	2,736	職員給与費等
					3	2,565	
					4	601	
計	180,523	5,902	186,425	特定財源 0 一般財源 5,902			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 統計調査総務費	26,126	△11,557	14,569	一般財源 △11,557	2 給料	△4,264	職員給与費等
					3 職員手当等	△5,382	
					4 共済費	△1,911	
計	39,701	△11,557	28,144	特定財源 一般財源 △11,557			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	75,190	8,201	83,391	8,201 一般財源	2 給料 4,213	3 職員手当等 3,115	職員給与費等
					4 共済費 873		
計	75,190	8,201	83,391	特定財源 8,201 一般財源 0			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 社会福祉総務費	3,361,653	45,293	3,406,946	一般財源 45,293	2 給料	22,116	職員給与費等	
					3 職員手当等	26,550		
					4 共済費	△3,373		
					19 負担金補助及び交付金	64,751		
5 後期高齢者医療費	3,223,203	64,751	3,287,954	一般財源 64,751	19 負担金補助及び交付金	64,751	後期高齢者医療費負担経費	
8 人権文化センター費	133,769	△16,355	117,414	一般財源 △16,355	2 給料	△7,550	職員給与費等	
					3 職員手当等	△4,801		
					4 共済費	△4,004		
					19 負担金補助及び交付金	27,637		
9 高齢者福祉施設整備事業費	119,150	27,637	146,787	特定財源 (内訳) 国庫支出金 27,637	19 負担金補助及び交付金	27,637	老人福祉施設等整備費補助事業	
10 障害者福祉施設整備事業費	10,000	10,732	20,732	特定財源 (内訳) 国庫支出金 7,155 一般財源 3,577	19 負担金補助及び交付金	10,732	障害者福祉施設整備費補助事業	
					28 繰出金	△9,000		
					28 繰出金	△5,300		
12 国民健康保険会計繰出金	2,795,931	△9,000	2,786,931	一般財源 △9,000	28 繰出金	△9,000	国民健康保険特別会計繰出経費	
13 介護保険会計繰出金	4,157,558	△5,300	4,152,258	一般財源 △5,300	28 繰出金	△5,300	介護保険特別会計繰出経費	
計	25,409,011	117,758	25,526,769	特定財源 一般財源 34,792 82,966				

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,252,753	△23,038	1,229,715	一般財源 △23,038	2	給料	職員給与等 △10,076
					3	職員手当等	△8,844
					4	共済費	△4,118
					13	委託料	80,000
2 児童措置費	8,977,913	103,000	9,080,913	特定財源 (内訳) 国庫支出金 57,250 県支出金 20,000 一般財源 25,750	19	負担金補助及び交付金	民間保育所措置経費 80,000 民間保育所運営補助経費 23,000
					19	負担金補助及び交付金	5,000
3 認定こども園費	832,849	5,000	837,849	特定財源 (内訳) 国庫支出金 3,750 一般財源 1,250	19	負担金補助及び交付金	認定こども園運営補助経費 5,000
					2	給料	職員給与等 △34,964
					3	職員手当等	4,133
4 保育所費	3,108,843	△82,314	3,026,529	一般財源 △82,314	4	共済費	△51,483
					2	給料	職員給与等 △812
7 児童館費	190,381	△3,060	187,321	一般財源 △3,060	2	給料	職員給与等 △541
					3	職員手当等	

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 児童福祉施設 整備事業費	376,475	220,000	596,475	特定財源 (内訳) 国庫支出金 128,842 県支出金 32,208 市債 58,800 一般財源 150	4 共済費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 15 工事請負費 19 負担金補助及 び交付金	△1,707 447 28 17,800 199,000 2,725	橋井バンビーンホーム建設事業 42,000 青和バンビーンホーム建設事業 38,000 伏見バンビーンホーム建設事業 39,000 佐保台バンビーンホーム建設事業 35,000 鳥見バンビーンホーム建設事業 66,000
計	17,481,457	219,588	17,701,045	特定財源 300,850 一般財源 △81,262			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護給費	706,670	△906	705,764	一般財源 △906	2 給料	9,985	職員給与費等
					3 職員手当等	△9,499	
					4 共済費	△1,392	
計	13,378,670	△906	13,377,764	特定財源 一般財源 △906			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	208,116	△518	207,598	一般財源 △518	2 給料	△282	職員給与費等
					3 職員手当等	△44	
					4 共済費	△192	
計	208,116	△518	207,598	特定財源 一般財源 0 △518			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 環境衛生費	31,038	△11,026	20,012	一般財源 △11,026	2	給料	職員給与費等 △5,826
					3	職員手当等	△3,067
					4	共済費	△2,133
							203
4 墓地火葬場費	83,937	279	84,216	一般財源 279	2	給料	職員給与費等 229
					3	職員手当等	△153
					4	共済費	△12,500
							△9,043
5 診療所費	436,235	△26,354	409,881	一般財源 △26,354	2	給料	職員給与費等 △4,811
					3	職員手当等	
					4	共済費	
							250
6 保健衛生施設 整備事業費	117,000	82,000	199,000	特定財源 (内訳) 市債 一般財源 37,000 37,000 45,000	1	報酬	新斎苑整備事業 641
					9	旅費	139
					11	需用費	1,937
					12	役務費	79,000
					13	委託料	33
					14	使用料及び賃借料	
計	1,887,067	44,899	1,931,966	特定財源 一般財源 37,000 7,899			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	920,069	14,389	934,458	14,389 一般財源	2 給料	4,282	職員給与費等
					3 職員手当等	11,302	
					4 共済費	△1,195	
計	1,862,487	14,389	1,876,876	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 清掃総務費	1,667,020	38,531	1,705,551	一般財源 38,531	2 給料	23,493	職員給与費等	
					3 職員手当等	19,852		
					4 共済費	△4,814		
2 塵芥処理費	1,860,084	△24,906	1,835,178	一般財源 △24,906	2 給料	△25,755	職員給与費等	
					3 職員手当等	24,309		
					4 共済費	△23,460		
7 清掃施設整備 事業費	1,118,490	△700	1,117,790	一般財源 △700	2 給料	△632	職員給与費等	
					3 職員手当等	△44		
					4 共済費	△24		
計	6,778,018	12,925	6,790,943	特定財源 0 一般財源 12,925				

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第4項 上水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 上水道整備費	633,730	11,411	645,141	一般財源 11,411	19 負担金補助及 び交付金	11,411	東部地域整備事業企業債元利補給経費(繰 出基準分) 1,405 都祁水道事業会計繰出経費 10,006
計	684,486	11,411	695,897	特定財源 一般財源 11,411			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 労働諸費	114,545	△4,389	110,156	一般財源 △4,389	2 給料 △2,353	3 職員手当等 △1,055	4 共済費 △981	職員給与費等
計	114,545	△4,389	110,156	特定財源 一般財源 △4,389				

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	83,242	697	83,939	697 一般財源	2 給料	766	職員給与費等
					3 職員手当等	285	
					4 共済費	△354	
2 農業総務費	56,241	△5,745	50,496	△5,745 一般財源	2 給料	△3,079	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,163	
					4 共済費	△1,503	
4 土地基盤整備 事業費	114,600	40,100	154,700	40,000 特定財源 (内訳) 県支出金 36,800 市債 1,600 分担金及び負担金 1,600 一般財源 100	2 給料	△15	職員給与費等 農業用河川工作物応急対策事業
					3 職員手当等	668	
					4 共済費	△553	
					15 工事請負費	40,000	
計	501,569	35,052	536,621	特定財源 40,000 一般財源 △4,948			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	87,006	5,318	92,324	一般財源 5,318	2 給料	2,762	職員給与費等
					3 職員手当等	2,372	
					4 共済費	184	
計	1,576,169	5,318	1,581,487	特定財源 一般財源 5,318			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	286,556	△10,687	275,869	一般財源 △10,687	2 給料	△5,966	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,517	
					4 共済費	△3,204	
計	1,025,177	△10,687	1,014,490	特定財源 一般財源 △10,687 0			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	73,736	7,714	81,450	一般財源 7,714	2 給料	4,230	職員給与費等
					3 職員手当等	2,671	
					4 共済費	813	
計	96,930	7,714	104,644	特定財源 一般財源 7,714			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 道路橋梁総務費	947,927	9,988	957,915	一般財源 9,988	2 給料	2,744	職員給与費等 △1,481 18,000	
					3 職員手当等	8,693		
					4 共済費	△1,449		
2 道路橋梁維持費	693,000	16,519	709,519	特定財源 (内訳) 市債 一般財源 4,000 4,000 12,519	2 給料	△948	職員給与費等 道路橋梁維持補修経費	
					3 職員手当等	△741		
					4 共済費	208		
					13 委託料	3,600		
					15 工事請負費	14,400		
3 道路橋梁新設改良費	1,158,650	△16,000	1,142,650	一般財源 △16,000	2 給料	△10,074	職員給与費等	
					3 職員手当等	△2,573		
					4 共済費	△3,353		
計	2,799,577	10,507	2,810,084	特定財源 一般財源 4,000 6,507				

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 河川総務費	26,697	△7,033	19,664	一般財源 △7,033	2 給料 △3,504		職員給与費等	
					3 職員手当等 △1,994			
					4 共済費 △1,535			
2 河川堤防維持費	86,000	10,000	96,000	特定財源 6,500 (内訳) 市債 6,500 一般財源 3,500	15 工事請負費 10,000		河川維持補修経費	
3 河川堤防改修費	174,000	400	174,400	一般財源 400	2 給料 536		職員給与費等	
					3 職員手当等 69			
					4 共済費 △205			
計	286,697	3,367	290,064	特定財源 6,500 一般財源 △3,133				

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 都市計画総務費	336,232	15,091	351,323	一般財源 15,091	2 給料	7,992	職員給与費等	
					3 職員手当等	7,529		
					4 共済費	△430		
4 街路事業費	1,612,600	100	1,612,700	一般財源 100	2 給料	△988	職員給与費等	
					3 職員手当等	1,710		
					4 共済費	△622		
10 公園事業費	232,500	△5,700	226,800	一般財源 △5,700	2 給料	△3,178	職員給与費等	
					3 職員手当等	△1,511		
					4 共済費	△1,011		
12 土地区画整理 事業会計繰出 金	866,584	△15,500	851,084	一般財源 △15,500	28 繰出金	△15,500	土地区画整理事業特別会計繰出経費	
計	4,099,996	△6,009	4,093,987	特定財源 0 一般財源 △6,009				

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	385,924	6,531	392,455	一般財源 6,531	2	給料	職員給与費等 3,727
					3	職員手当等	2,583
					4	共済費	221
					2	給料	△3,423
2 公営住宅整備 事業費	214,500	△7,100	207,400	一般財源 △7,100	3	職員手当等	△2,843
					4	共済費	△834
					2	給料	
					3	職員手当等	
計	600,424	△569	599,855	特定財源 一般財源 0 △569			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,569,386	8,065	3,577,451	一般財源 8,065	2 給料	△2,859	職員給与等
					3 職員手当等	45,349	
					4 共済費	△34,435	
					19 負担金補助及 び交付金	10	
5 消防施設費	111,600	△800	110,800	一般財源 △800	2 給料	7	職員給与等
					3 職員手当等	△725	
					4 共済費	△82	
計	3,840,521	7,265	3,847,786	特定財源 0 一般財源 7,265			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,431,316	63,734	1,495,050	一般財源 63,734	2	給料	25,892
					3	職員手当等	△4,723
					4	共済費	42,569
					19	負担金補助及 び交付金	△4
計	2,587,402	63,734	2,651,136	特定財源 一般財源 63,734			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	672,691	37,658	710,349	一般財源 37,658	2 給料 16,441		職員給与費等
					3 職員手当等 14,361		
					4 共済費 6,856		
4 小学校施設整備 備事業費	995,800	△6,300	989,500	一般財源 △6,300	2 給料 △2,933		職員給与費等
					3 職員手当等 △2,237		
					4 共済費 △1,130		
計	1,951,874	31,358	1,983,232	特定財源 0 一般財源 31,358			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	370,591	1,414	372,005	一般財源 1,414	2 給料 17		職員給与費等
					3 職員手当等 1,170		
					4 共済費 227		
4 中学校施設整備 備事業費	143,000	△4,500	138,500	一般財源 △4,500	2 給料 △2,660		職員給与費等
					3 職員手当等 △1,057		
					4 共済費 △783		
計	703,760	△3,086	700,674	特定財源 0 一般財源 △3,086			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	930,553	23,403	953,956	一般財源 23,403	2 給料	26,077	職員給与費等
					3 職員手当等	5,182	
					4 共済費	△7,882	
					19 負担金補助及び交付金	26	
計	972,050	23,403	995,453	特定財源 一般財源 23,403			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	900,994	23,694	924,688	一般財源 23,694	2 給料	7,614	職員給与費等
					3 職員手当等	13,052	
					4 共済費	3,047	
					19 負担金補助及 び交付金	△19	
					計		
計	979,744	23,694	1,003,438	特定財源 一般財源 23,694			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,302,615	8,129	2,310,744	8,129 一般財源	2 給料 5,248		職員給与費等
					3 職員手当等 6,219		
					4 共済費 △3,338		
計	2,484,666	8,129	2,492,795	特定財源 8,129 一般財源			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	7,000	7,000	14,000	特定財源 6,902 (内訳) 県支出金 3,402 市債 2,100 分担金及び負担金 1,400 一般財源 98	11 需用費 196 15 工事請負費 6,804		農地災害復旧事業
計	7,000	7,000	14,000	特定財源 6,902 一般財源 98			

第12款 災害復旧費

4. 給与費明細書

1. 特別職		職員数 (人)	給 与						計	共 済 費	合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
			報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	そ の 他 手 当				
区 分												
補正後	長 等	3		32,972	14,092	3,382	252		50,698	7,697	58,395	(3.25)
	議 員	38	274,003		107,601				381,604	112,176	493,780	(3.25)
	その他の 特別職	52	31,424	7,032	2,991	704	158		42,309	1,727	44,036	(3.25)
	計	93	305,427	40,004	124,684	4,086	410		474,611	121,600	596,211	
補正前	長 等	3		33,816	13,937	3,382	252		51,387	7,851	59,238	(3.15)
	議 員	38	274,003		104,290				378,293	112,176	490,469	(3.15)
	その他の 特別職	52	31,424	7,032	2,899	704	155		42,214	873	43,087	(3.15)
	計	93	305,427	40,848	121,126	4,086	407		471,894	120,900	592,794	
比 較	長 等			△ 844	155				△ 689	△ 154	△ 843	
	議 員				3,311				3,311		3,311	
	その他の 特別職				92		3		95	854	949	
	計			△ 844	3,558		3		2,717	700	3,417	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,484 [287]	10,416,642	10,072,827	20,489,469	3,746,953	24,236,422	
補正前	2,477 [335]	10,155,310	10,087,892	20,243,202	3,945,058	24,188,260	
比 較	7 [△48]	261,332	△ 15,065	246,267	△ 198,105	48,162	

()は再任用職員の外数

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
職員手当の内 訳	補正後	298,365	7,423	330,821	1,089,904	871,600	40,351	2,701,882
	補正前	300,302	7,423	329,739	1,060,205	869,710	38,998	2,601,612
	比 較	△ 1,937		1,082	29,699	1,890	1,353	100,270

職員手当の内 訳	区 分	勤勉手当	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管 理 職 員 特別勤務手当	退職手当
職員手当の内 訳	補正後	1,760,928	6,770	30	363,746	179,366	1,296	15,411	2,404,934
	補正前	1,608,101	6,770	30	363,615	179,008	5,328	17,051	2,700,000
	比 較	152,827			131	358	△ 4,032	△ 1,640	△ 295,066

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	261,332	給与改定に伴う増減分	17,575	給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 %
		その他の増減分	243,757	給与改定の時期 平成28年4月1日
職員手当	△ 15,065	期末手当	4,453	
		給与改定に伴う増減分	112,758	勤勉手当 106,549
		その他の増減分	△ 127,823	その他 1,756

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)
平成28年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	349,742	315,021	370,166
	平均給与月額 (円)	421,780	436,629	432,658
	平均年齢 (歳)	41.6	41.0	43.8
平成28年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	341,561	306,254	359,263
	平均給与月額 (円)	497,958	448,207	429,100
	平均年齢 (歳)	50.0	41.3	44.8

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消 防 職 (円)	教育職(二) (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000		160,200	
	短 大 卒	160,200			
	大 学 卒	183,300			204,700
国 の 制 度	高 校 卒	144,600			
	短 大 卒	154,300			
	大 学 卒	176,700			

(単位 人・%)

ウ 級別職員数 []は再任用職員の職員数及び構成比

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職(二)				
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
平成28年 10月1日 現在	1	164	9.9	17	5.0	1	68	17.7	1	13 [4]	13.0 [100]
	2	332	20.1	2	0.6	2	67	17.4	2	84	84.0
	3	102 [197]	6.2 [100]	11 [63]	3.2 [100]	3	24 [23]	6.3 [100]	3	3	3.0
	4	256	15.5	147	42.9	4	17	4.4	4		
	5	412	24.9	152	44.4	5	137	35.7	5		
	6	208	12.6	12	3.6	6	45	11.7	6		
	7	35	2.1	1	0.3	7	13	3.4	7		
	8	123	7.4			8	12	3.1	8		
	9	22	1.3			9	1	0.3	9		
	10					10			10		
計	1,654 [197]	100 [100]	342 [63]	100 [100]	計	384 [23]	100 [100]	計	100 [4]	100 [100]	

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職(二)				
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
平成28年 1月1日 現在	1	163	9.9	17	4.7	1	82	21.0	1	12 [4]	12.8 [100]
	2	320	19.4	2	0.5	2	58	14.9	2	79	84.0
	3	87 [192]	5.3 [100]	41 [54]	11.3 [100]	3	21 [24]	5.4 [100]	3	2	2.1
	4	263	15.9	152	41.8	4	22	5.6	4	1	1.1
	5	420	25.5	141	38.7	5	139	35.7	5		
	6	208	12.6	10	2.7	6	42	10.7	6		
	7	58	3.5	1	0.3	7	13	3.3	7		
	8	117	7.1			8	12	3.1	8		
	9	14	0.8			9	1	0.3	9		
	10					10			10		
計	1,650 [192]	100 [100]	364 [54]	100 [100]	計	390 [24]	100 [100]	計	94 [4]	100 [100]	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 号級別職員数(特定任期付職員)(単位 人・%)

区分	一般行政職	
	号級	職員数 構成比
平成28年 10月1日	1	
	2	1 33.4
	3	
	4	1 33.3
	5	1 33.3
	6	
	計	3 100

区分	一般行政職	
	号級	職員数 構成比
平成28年 1月1日	1	1 33.3
	2	
	3	
	4	2 66.7
	5	
	6	
	計	3 100

(号級別の標準的な職務内容)

区分	1号級	2号級	3号級	4号級	5号級	6号級
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

職	昇給に係る職員数	区分	合計	代表的な職種			
				一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二)
補正後	職員数(A)(人)	(A)	2,480	1,654	342	384	100
	職員数(B)(人)	(B)	2,222	1,462	330	343	87
	1号給(人)						
	2号給(人)		15				15
	3号給(人)		65	59		6	
	4号給(人)		2,142	1,403	330	337	72
	5号給(人)						
比	率(B)/(A)(%)	(%)	89.6	88.4	96.5	89.3	87.0
補正前	職員数(A)(人)	(A)	2,472	1,634	355	390	93
	職員数(B)(人)	(B)	2,020	1,333	270	336	81
	1号給(人)						
	2号給(人)		16				16
	3号給(人)		52	47		5	
	4号給(人)		1,952	1,286	270	331	65
	5号給(人)						
比	率(B)/(A)(%)	(%)	81.7	81.6	76.1	86.2	87.1

カ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.025 [1.025]	2.275 [1.225]	4.30 [2.25]	有	国と同じ
補正前	2.025 [1.025]	2.175 [1.175]	4.20 [2.2]	有	国と同じ
国の制度	2.025 [1.025]	2.275 [1.225]	4.30 [2.25]	有	

[]は再任用職員の支給率

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.575	1.675	3.25	有	国と同じ
補正前	1.575	1.575	3.15	有	国と同じ
国の制度	1.575	1.675	3.25	有	

キ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等 (定年・定年前 早期退職)	25.55625	34.5825	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	国と同じ
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	教育公務員 5.7 [5]
支給対象職員数(人)	教育公務員 81 [19]
国の指定基準に 基づく支給率(%)	10 [16]

[]は医師

ケ 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	消防職
給料総額に対する比率	(%)	0.41	0.04	0.91	1.15
支給対象職員の比率	(%)	19.41	4.23	41.83	68.06
平成28年10月1日現在 代表的な特殊勤務手当の名称		消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当			

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
衛 生 費	プロポーザル審査会委員	人 -	千円 -	人 5	千円 250
合 計		2,473	122,745	2,478	122,995

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
こども園給食調理託 業	36,186			平成28年度 から 平成29年度 まで	36,186			11,554	24,632
農業用河川工作物 急応	48,000			平成28年度 から 平成29年度 まで	48,000	44,160	1,900	1,920	20
中学校給食調理託 業	28,000			平成28年度 から 平成29年度 まで	28,000			6,608	21,392

事 項	限 度 額	前年度（見込）額		当該年度以降の支出額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
給 食 食 材 調 達 経 費	46,000			平 成 28 年 度 从 平 成 29 年 度 まで	46,000				45,178	822
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 の 子 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 29 年 度 从 平 成 33 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 の 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 29 年 度 从 平 成 30 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 町 の か ら くり お も ち や 館 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 29 年 度 从 平 成 33 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	補			正		
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	
	当該年度中起債見込額	当該年度中起債見込額				
1. 普通債	5,402,000	103,748,035	5,509,900	103,855,935		
(1) 土木	2,510,500	35,764,888	2,521,000	35,775,388		
(4) その他	1,321,500	31,372,123	1,418,900	31,469,523		
2. 災害復旧債	37,900	145,633	40,000	147,733		
(2) その他	3,600	8,827	5,700	10,927		
合 計	12,903,500	207,320,979	13,013,500	207,430,979		

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	2,796,170	△9,000	2,787,170
歳 入 合 計	43,831,080	△9,000	43,822,080

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	349,230	△9,000	340,230			△9,000	
歳 出 合 計	43,831,080	△9,000	43,822,080			△9,000	

一般財源内訳 繰入金 繰入金 △9,000

2. 歳入

第9款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,795,931	△9,000	2,786,931	2 職員給与費等繰入金	△9,000	職員給与費等繰入金	
計	2,795,931	△9,000	2,786,931				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 一般管理費	256,345	△9,000	247,345	一般財源 △9,000	2 給料 △5,451	3 職員手当等 △1,385	4 共済費 △2,164	職員給与費等
計	273,162	△9,000	264,162	特定財源 0 一般財源 △9,000				

国民健康保険特別会計

4. 給与と費用明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給		与		合計	備考
		給料	職員手当	計	共済費		
補正後	22	74,144	58,851	132,995	27,005	160,000	
補正前	22	79,595	60,236	139,831	29,169	169,000	
比較		△ 5,451	△ 1,385	△ 6,836	△ 2,164	△ 9,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
職員手当の内訳	補正後	1,586	1,921	7,674	13,127	4	18,625	12,333
	補正前	1,586	1,921	8,315	12,117	4	20,250	12,462
	比較			△ 641	1,010		△ 1,625	△ 129

職員手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	
				管理職手当	特別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	1,620	1,957	4	
	補正前	1,620	1,957	4	
	比較				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 5,451	給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 給与改定の時期 平成28年4月1日
		その他の増減分	△ 5,722	
職員手当	△ 1,385	給与改定に伴う増減分	期末手当 63 勤勉手当 786 その他 28	
		その他の増減分	△ 2,262	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職
平成28年10月1日 現在	平均給料月額 (円)	271,613
	平均給与月額 (円)	368,374
	平均年齢 (歳)	34.7
平成28年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	278,115
	平均給与月額 (円)	370,226
	平均年齢 (歳)	37.0

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職(円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000
	短 大 卒	160,200
	大 学 卒	183,300
国 の 制 度	高 校 卒	144,600
	短 大 卒	154,300
	大 学 卒	176,700

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成28年 10月1日 現在	1	4	18.2
	2	7	31.8
	3	3	13.7
	4	2	9.1
	5	4	18.2
	6		
	7	1	4.5
	8	1	4.5
	9		
	10		
	計	22	100

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成28年 1月1日 現在	1	5	22.7
	2	7	31.9
	3		
	4	2	9.1
	5	6	27.3
	6		
	7	1	4.5
	8	1	4.5
	9		
	10		
	計	22	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分	分	合計		職 種 一般行政職
		数	(人)	
補正後	職員に係る職員数	(A)	22	22
	昇給数別内訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	
		4号給	(人)	20
比率	(B)/(A)	(%)	90.9	
補正前	職員に係る職員数	(A)	22	22
	昇給数別内訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	
		4号給	(人)	19
比率	(B)/(A)	(%)	86.4	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.025	2.275	4.30	有	国と同じ
補正前	2.025	2.175	4.20	有	国と同じ
国の制度	2.025	2.275	4.30	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	22
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ 異なる	交通機関利用者 自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

3. 土地区画整理事業特別会計
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		866,584	△15,500	851,084
	歳 入 合 計	1,434,000	△15,500	1,418,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	377,000	△5,000	372,000			△5,000
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	315,500	△10,500	305,000			△10,500
歳 出 合 計	1,434,000	△15,500	1,418,500			△15,500
				一般財源内訳	繰入金	△15,500

2. 歳入

第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	866,584	△15,500	851,084	1 一般会計繰入金	△15,500	一般会計繰入金	
計	866,584	△15,500	851,084				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	377,000	△5,000	372,000	一般財源 △5,000	2 給料	△4,284	職員給与費等
					3 職員手当等	1,033	
					4 共済費	△1,749	
計	377,000	△5,000	372,000	特定財源 一般財源 0 △5,000			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	315,500	△10,500	305,000	一般財源 △10,500	2 給料	△4,979	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,129	
					4 共済費	△2,392	
計	315,500	△10,500	305,000	特定財源 一般財源 △10,500			

土地区画整理事業特別会計

4. 給与と費用細書

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	14	54,420	40,328	94,748	18,752	113,500	
補正前	15	63,683	42,424	106,107	22,893	129,000	
比較	△ 1	△ 9,263	△ 2,096	△ 11,359	△ 4,141	△ 15,500	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
職員手当の内訳	補正後	2,613	1,996	5,886	2,231	14,872	9,842	2,250
	補正前	2,613	1,766	7,041	781	17,557	10,375	1,800
	比較		230	△ 1,155	1,450	△ 2,685	△ 533	450

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当	
			特別勤務手当	管理職手当
職員手当の内訳	補正後	624	14	
	補正前	487	4	
	比較	137	10	

(単位 千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 9,263	給与改定に伴う増減分 108		給与の改定率	
				1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 給与改定の時期 平成28年4月1日	
職員手当	△ 2,096	その他の増減分 △ 9,371			
					期末手当 28
					勤働手当 590 その他 10
		その他の増減分 △ 2,724			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
平成28年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	321,329
	平均給与月額 (円)	423,914
	平均年齢 (歳)	39.5
平成28年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	315,040
	平均給与月額 (円)	410,275
	平均年齢 (歳)	41.1

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職(円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000
	短 大 卒	160,200
	大 学 卒	183,300
国 の 制 度	高 校 卒	144,600
	短 大 卒	154,300
	大 学 卒	176,700

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成28年 10月1日 現在	1		
	2	3	21.4
	3	2	14.3
	4	1	7.1
	5	5	35.8
	6	1	7.1
	7	2	14.3
	8		
	9		
	10		
	計	14	100

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成28年 1月1日 現在	1		
	2	4	26.7
	3	1	6.7
	4	2	13.3
	5	5	33.3
	6	3	20.0
	7		
	8		
	9		
	10		
	計	15	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

工 昇給

職 員 数	職 種	合 計	区 分	
			数 (A) (人)	数 (B) (人)
14	一般行政職	14		
14		14		
2	1号給 (人)			
2	2号給 (人)			
12	3号給 (人)	2		2
100.0	4号給 (人)	12		12
15	率 (B)/(A) (%)	100.0		100.0
13	職 員 数 (A) (人)	15		15
13	昇給に係る職員数 (B) (人)	13		13
13	1号給 (人)			
13	2号給 (人)			
13	3号給 (人)			
86.7	4号給 (人)	13		13
86.7	率 (B)/(A) (%)	86.7		86.7

才 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.025	2.275	4.30	有	国と同じ
補 正 前	2.025	2.175	4.20	有	国と同じ
国 の 制 度	2.025	2.275	4.30	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	14
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ 異なる	交通機関利用者 自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

4. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
6	繰入金	4,223,243	△5,300	4,217,943
	歳 入 合 計	28,231,253	△5,300	28,225,953

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	629,829	△5,300	624,529			△5,300	
歳 出 合 計	28,231,253	△5,300	28,225,953			△5,300	

一般財源内訳 繰入金 繰入金 △5,300

2. 歳入

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 その他一般会計繰入金	629,189	△5,300	623,889	1 職員給与と費等繰入金	△5,300	職員給与と費等繰入金	
計	4,157,558	△5,300	4,152,258				

介護保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	307,550	△5,300	302,250	一般財源 △5,300	2 給料 △1,212	3 職員手当等 △3,935	職員給与費等
					4 共済費 △153		
計	312,035	△5,300	306,735	特定財源 一般財源 △5,300			

介護保険特別会計

4. 給与費明細書

(1) 総括 (単位 千円)

区分	職員数(人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計			
補正後	37	140,022	98,307	238,329	49,371	287,700	
補正前	37	141,234	102,242	243,476	49,524	293,000	
比 較		△ 1,212	△ 3,935	△ 5,147	△ 153	△ 5,300	

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
職員手当の内 訳	補正後	1,822	3,903	14,757	7,979	36,982	24,292	5,838
	補正前	2,834	3,903	14,934	12,329	37,432	22,926	5,559
	比 較	△ 1,012		△ 177	△ 4,350	△ 450	1,366	279

職員手当の内 訳	区 分	住居手当	管 理 職 員 特別勤務手当	
			管 理 職 員	特別勤務手当
職員手当の内 訳	補正後	2,706	28	
	補正前	2,321	4	
	比 較	385	24	

(単位 千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 1,212	給与改定に伴う増減分	314	給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 給与改定の時期 平成28年4月1日
		その他の増減分	△ 1,526	
職員手当	△ 3,935	給与改定に伴う増減分	1,600	
		期末手当	78	
		勤勉手当 その他	1,490 32	
		その他の増減分	△ 5,535	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
平成28年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	316,467
	平均給与月額 (円)	400,958
	平均年齢 (歳)	40.5
平成28年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	310,685
	平均給与月額 (円)	379,022
	平均年齢 (歳)	41.3

イ 初任給

区 分	学 歴	一 般 行 政 職 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000
	短 大 卒	160,200
	大 学 卒	183,300
国 の 制 度	高 校 卒	144,600
	短 大 卒	154,300
	大 学 卒	176,700

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成28年 10月1日 現在	1	4	10.8
	2	7	18.9
	3	1	2.7
	4	8	21.7
	5	9	24.3
	6	4	10.8
	7	2	5.4
	8	2	5.4
	9		
	10		
	計	37	100

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成28年 1月1日 現在	1	3	8.1
	2	8	21.6
	3	1	2.7
	4	10	27.1
	5	7	18.9
	6	5	13.5
	7	3	8.1
	8		
	9		
	10		
	計	37	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

昇給

区分	職 種	合 計		職 種	
		数 (A) (人)	数 (B) (人)		一般行政職
補正後	職員に係る職員数	37	35	37	
	給数別内訳	1号給			
		2号給			
		3号給	2	2	2
		4号給	33	33	33
比率 (B)/(A) (%)	94.6	94.6	94.6		
補正前	職員に係る職員数	37	35	37	
	給数別内訳	1号給			
		2号給			
		3号給	2	2	2
		4号給	33	33	33
比率 (B)/(A) (%)	94.6	94.6	94.6		

才期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.025	2.275	4.30	有	国と同じ
補正前	2.025	2.175	4.20	有	国と同じ
国の制度	2.025	2.275	4.30	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	37
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ 異なる	交通機関利用者 自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計											特別会計				
	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	勞 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	合 計	国 民 健 康 保 險	土 地 区 画 整 理 事 業	介 護 保 險
人件費	5,136	△ 6,952	△ 80,898	△ 9,087	△ 4,389	△ 5,048	5,318	△ 10,687	32,291	8,065	158,032		91,781	△ 9,000		△ 5,300
維持補修費									26,519				26,519			
物		69,815	80,000										149,815			
補助費等		185	92,751	11,411									104,347			
投資的経費			258,369	81,300		40,100			△ 28,300	△ 800	△ 10,800	7,000	346,869	△ 15,500		
普通建設事業			258,369	81,300		40,100			△ 28,300	△ 800	△ 10,800		339,869	△ 15,500		
補助			258,369										258,369			
単独				81,300		40,100			△ 28,300	△ 800	△ 10,800		81,500	△ 15,500		
災害復旧事業												7,000	7,000			
単独												7,000	7,000			
繰出金			△ 14,300						△ 15,500				△ 29,800			
計	5,136	63,048	335,922	83,624	△ 4,389	35,052	5,318	△ 10,687	15,010	7,265	147,232	7,000	689,531	△ 9,000	△ 15,500	△ 5,300

物件費及び維持補修費の内訳表

附表1

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> / 節 </div> 会計及び款	共 済 費	賃 金	委 託 料	維 持 補 修 費	計
総 務 費	△ 3,901	73,716			69,815
民 生 費			80,000		80,000
土 木 費				26,519	26,519
一 般 会 計 合 計	△ 3,901	73,716	80,000	26,519	176,334

繰出金・その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> / 節 </div> 会計及び款	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	繰 出 金	計
総 務 費	518		518
民 生 費	92,751	△ 14,300	78,451
衛 生 費	11,411		11,411
土 木 費		△ 15,500	△ 15,500
消 防 費	10		10
教 育 費	3		3
一 般 会 計 合 計	104,693	△ 29,800	74,893

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明
				国	県	地方債	その他	
民生費			258,369	163,634	32,208	58,800	3,727	
	補	高齢者福祉施設整備事業	27,637	27,637			-	高齢者福祉施設整備費補助
	補	障害者福祉施設整備事業	10,732	7,155			3,577	障害者福祉施設整備費補助
衛生費	補	児童福祉施設整備事業	220,000	128,842	32,208	58,800	150	バンビーマーホーム建設
			81,300			37,000	44,300	
	単	保健衛生施設整備事業	82,000			37,000	45,000	新斎苑整備
農林水産業費	単	清掃施設整備事業	△ 700				△ 700	
			40,100			1,600	100	
	単	土地基盤整備事業	40,100		36,800	1,600	1,600	農業用河川工作物応急対策
土木費			△ 28,300				△ 28,300	
	単	道路橋梁新設改良事業	△ 16,000				△ 16,000	
	単	河川堤防改修事業	400				400	
消防費	単	街路事業	100				100	
	単	公園事業	△ 5,700				△ 5,700	
	単	営住宅整備事業	△ 7,100				△ 7,100	
			△ 800				△ 800	
	単	消防施設整備事業	△ 800				△ 800	

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
教育費			△ 10,800					△ 10,800	
	単	小学校施設整備事業	△ 6,300					△ 6,300	
災害復旧費	単	中学校施設整備事業	△ 4,500					△ 4,500	
			7,000		3,402	2,100	1,400	98	
	単	農林業用施設災害復旧事業	7,000		3,402	2,100	1,400	98	農地
一	一般	合計	346,869	163,634	72,410	99,500	3,000	8,325	
西南区 寺地 大地区 面整理 事業			△ 5,000					△ 5,000	
	単	西大寺駅南地区 面整理事業	△ 5,000					△ 5,000	
JR奈良 南地区 面整理 事業			△ 10,500					△ 10,500	
	単	JR奈良駅南地区 面整理事業	△ 10,500					△ 10,500	
特別	合計	合計	△ 15,500					△ 15,500	
総	合計	合計	331,369	163,634	72,410	99,500	3,000	△ 7,175	

平成28年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	675,210千円	1,892千円	677,102千円
第2項 医業外収益	493,229千円	1,892千円	495,121千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	864,000千円	1,892千円	865,892千円
第1項 医業費用	702,004千円	1,892千円	703,896千円

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成28年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成28年度 奈良市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成28年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 平成28年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）参考書
5. 奈良市病院事業注記表

平成28年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			675,210	1,892	677,102	
	2. 医業外収益		493,229	1,892	495,121	
		2. 補 助 金	65,222	1,892	67,114	県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			864,000	1,892	865,892	
	1. 医業費用		702,004	1,892	703,896	
		2. 経 費	406,912	1,892	408,804	交付金

平成28年度奈良市病院事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）
（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

1	当年度純利益（△純損失）	△ 188,405
2	減価償却費	268,092
3	長期前受金戻入額	△ 77,134
4	受取利息	△ 500
5	支払利息及び企業債取扱諸費	14,947
6	未収金の増加（△）・減少額	3,245
7	未払金の増加・減少（△）額	△ 8,327
8	その他流動負債の増加・減少（△）額	△ 1,532
9	雑支出	<u>224</u>
	小計	10,610
	受取利息	500
	支払利息及び企業債取扱諸費	<u>△ 14,947</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,837

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

1	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>22,600</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	22,600

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

1	企業債の償還による支出	△20,867
2	リース債務の返済による支出	<u>△ 1,733</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,600

資金増加額（又は減少額）	△ 3,837
資金期首残高	<u>365,962</u>
資金期末残高	<u><u>362,125</u></u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	1,354	
資 本 金 合 計		1,354
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,840,000	
ロ 負 担 金	374,599	
資 本 剰 余 金 合 計		2,214,599
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	973,932	
欠 損 金 合 計		973,932
剰 余 金 合 計		1,240,667
資 本 合 計		1,242,021
負 債 資 本 合 計		7,989,640

平成28年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業収益				675,210	1,892	677,102		
	2. 医業外収益			493,229	1,892	495,121		
		2. 補 助 金			65,222	1,892	67,114	
			県 補 助 金			40,672	1,892	42,564

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業費用				864,000	1,892	865,892		
	1. 医業費用			702,004	1,892	703,896		
		2. 経 費			406,912	1,892	408,804	
			交 付 金			403,442	1,892	405,334

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ. セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	36,978	145,003	181,981
事業費用	705,173	145,000	850,173
事業損益	△ 668,195	3	△ 668,192
経常損益	△ 188,408	3	△ 188,405
セグメント資産	7,392,343	168,046	7,560,389
セグメント負債	6,596,022	151,597	6,747,619
その他の項目			
他会計繰入金	371,998	90,760	462,758
減価償却費	266,264	1,828	268,092

平成28年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	8,763,000千円	125千円	8,763,125千円
第2項 営業外収益	1,225,512千円	125千円	1,225,637千円
支 出			
第1款 水道事業費用	8,138,000千円	△19,335千円	8,118,665千円
第1項 営業費用	7,417,649千円	△19,335千円	7,398,314千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,360,000千円」を「不足する額2,373,455千円」に、「過年度分損益勘定留保資金857,441千円、当年度分損益勘定留保資金1,502,559千円」を「過年度分損益勘定留保資金125,226千円、当年度分損益勘定留保資金1,548,229千円及び水道老朽施設更新積立金700,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,946,000千円	1,280千円	1,947,280千円
第2項 負担金	394,688千円	1,280千円	395,968千円

	支	出	
第1款 資本的支出	4,306,000千円	14,735千円	4,320,735千円
第1項 施設整備事業費	1,360,863千円	△11,639千円	1,349,224千円
第2項 施設費	582,066千円	20,072千円	602,138千円
第3項 配水施設改良費	687,049千円	6,302千円	693,351千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,589,072千円	△4,600千円	1,584,472千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第11条に定めた補助を受ける金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金	116,238千円	1,405千円	117,643千円

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成28年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成28年度 奈良市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成28年度 奈良市水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成28年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成28年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成28年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			8,763,000	125	8,763,125	
	2. 営業外収益		1,225,512	125	1,225,637	
		3. 他会計補助金	81,777	125	81,902	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,138,000	△ 19,335	8,118,665	
	1. 営業費用		7,417,649	△ 19,335	7,398,314	
		1. 原水及び浄水費	2,277,285	△ 15,474	2,261,811	
		2. 配水費	449,350	△ 34,257	415,093	
		3. 給水費	188,983	9,598	198,581	
		4. 施設管理費	521,832	33,993	555,825	
		5. 受託工事費	25,500	△ 3,963	21,537	
		6. 業務費	432,753	△ 94,460	338,293	
7. 総係費	736,990	85,228	822,218			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			1,946,000	1,280	1,947,280	
	2. 負 担 金		394,688	1,280	395,968	
		3. 他会計補助金	296,203	1,280	297,483	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			4,306,000	14,735	4,320,735	
	1. 施設整備事業費		1,360,863	△ 11,639	1,349,224	
		1. 配水施設整備費	1,360,863	△ 11,639	1,349,224	
	2. 施 設 費		582,066	20,072	602,138	
		1. 配水施設費	120,974	10,961	131,935	
		2. 施 設 費	461,092	9,111	470,203	
	3. 配水施設改良費		687,049	6,302	693,351	
		1. 配水施設改良費	542,539	53,073	595,612	
		2. 受託配水管改良費	144,510	△ 46,771	97,739	

平成28年度奈良市水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）
（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は純損失）	645,318	
減価償却費	2,741,862	
引当金の増減額（△は減少）	48,134	
長期前受金戻入額	△ 1,126,390	
受取利息	△ 2,120	
支払利息	237,137	
ダム負担金利息	127,974	
固定資産除却損	43,094	
未収金の増減額（△は増加）	38,901	
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 22,130	
前払金の増減額（△は増加）	8,589	
未払金の増減額（△は減少）	△ 51,689	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 13,277	
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 13	
小計	2,675,390	
利息の受取額	2,120	
利息の支払額	△ 365,111	
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,312,399	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,724,045	
負担金による収入	432,356	
分担金による収入	280,845	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,010,844	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	1,000,000	
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,248,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 857,824	
長期割賦金の償還による支出	△ 713,919	
他会計貸付金による支出	△ 20,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 343,743	
資金減少額	42,188	
資金期首残高	2,825,031	
資金期末残高	2,782,843	

平成28年度奈良市水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	126 [26]	569,090	567,187		196,459	1,332,736
	資本勘定支弁職員		30	115,743	94,913		41,080	251,736
	合 計	1	156 [26]	684,833	662,100		237,539	1,584,472
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	131 [26]	589,985	536,284		225,802	1,352,071
	資本勘定支弁職員		29	109,654	82,778		44,569	237,001
	合 計	1	160 [26]	699,639	619,062		270,371	1,589,072
比 較	損益勘定支弁職員		△ 5	△ 20,895	30,903		△ 29,343	△ 19,335
	資本勘定支弁職員		1	6,089	12,135		△ 3,489	14,735
	合 計		△ 4	△ 14,806	43,038		△ 32,832	△ 4,600

[] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童	退職 給付費
補正後		32,758	23,388	74,105	11,871	23,262	280	59,113	182,246	115,272	486		15,950	123,369
補正前		28,708	23,019	75,226	14,132	24,302	2,150	60,861	182,506	108,931	860		15,150	83,217
比較		4,050	369	△1,121	△2,261	△1,040	△1,870	△1,748	△260	6,341	△374		800	40,152

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別	内訳	説明	明	備考
給料	△14,806	給与改定に伴う増減分	1,212			給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 平成28年4月1日
						給与改定の時期
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△16,018			
手当	43,038	給与改定に伴う増減分	7,100	期末手当 413 勤勉手当 6,566 その他 121		
				退職給付費 40,152 その他 △4,214		
			35,938			

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	327,472
平成28年10月1日現在 平均給与月額 (円)	439,541
平均年齢 (歳)	41.7
平均給料月額 (円)	321,067
平成28年1月1日現在 平均給与月額 (円)	422,408
平均年齢 (歳)	41.1

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	149,000	
	160,200	
	183,300	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区分	一般職		
	級	職員数	構成比
平成28年10月1日現在	1	6	3.8
	2	28	17.9
	3	14 〔26〕	9.0 〔100.0〕
	4	27	17.3
	5	37	23.8
	6	25	16.0
	7	6	3.8
	8	11	7.1
	9	2	1.3
	10		
	計	156 〔26〕	100.0 〔100.0〕
平成28年1月1日現在	1	6	3.8
	2	36	22.9
	3	13 〔18〕	8.3 〔100.0〕
	4	24	15.3
	5	41	26.1
	6	18	11.5
	7	7	4.4
	8	10	6.4
	9	2	1.3
	10		
	計	157 〔18〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1 5 6
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 4 0
		1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	1 2
4号給 (人)	1 2 8		
比 率(B) / (A)	(%)	8 9 . 7	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1 6 0
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 4 9
		1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	6
4号給 (人)	1 4 3		
比 率(B) / (A)	(%)	9 3 . 1	

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.03
支給対象職員の比率 (平成28年10月1日現在)	(%)	42.31
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後		2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	
補 正 前		2.025 〔1.025〕	2.175 〔1.175〕	4.20 〔2.20〕	有	
一般会計の制度		2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕 は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成28年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成29年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,062,176
ロ	建 物	4,031,155	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,847,689	2,183,466
ハ	構 築 物	79,912,072	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 39,580,719	40,331,353
ニ	機 械 及 び 装 置	16,459,138	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 12,321,893	4,137,245
ホ	車 両 運 搬 具	104,855	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 79,813	25,042
ヘ	器 具 備 品	148,625	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 111,323	37,302
ト	建 設 仮 勘 定		720,391
	有 形 固 定 資 産 合 計		51,496,975
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		20,526,603
ロ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		1,369,775
	無 形 固 定 資 産 合 計		21,896,378
(3) 投 資			
イ	出 資 金		3,175
ロ	長 期 貸 付 金		60,000
	投 資 合 計		63,175
	固 定 資 産 合 計		73,456,528
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		2,782,843
(2)	未 収 金	836,380	
	貸 倒 引 当 金	△ 51,470	784,910
(3)	貯 蔵 品		18,954
(4)	そ の 他 流 動 資 産		1,162
	流 動 資 産 合 計		3,587,869
	資 産 合 計		77,044,397

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>12,259,621</u>		
企業債合計		12,259,621	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,233,692</u>		
引当金合計		1,233,692	
(3) 長期未払割賦金		<u>2,540,515</u>	
固定負債合計			16,033,828
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>809,415</u>		
企業債合計		809,415	
(2) ダム割賦負担金		581,413	
(3) 未払金		202,548	
(4) 前受金		20,760	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>110,028</u>		
引当金合計		110,028	
(6) 預り金		<u>64,145</u>	
流動負債合計			1,788,309
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	46,047,796		
(2) 収益化累計額	<u>△ 19,144,299</u>	<u>26,903,497</u>	
繰延収益合計			<u>26,903,497</u>
負債合計			44,725,634

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>11,178,246</u>	
資 本 金 合 計		11,178,246
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,362,676	
ロ 諸 補 助 金	83,368	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>11,735,978</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,583,660
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	1,700,000	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>856,857</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>2,556,857</u>
剰 余 金 合 計		<u>21,140,517</u>
資 本 合 計		<u>32,318,763</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>77,044,397</u></u>

平成28年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 水道事業 収 益				8,763,000	125	8,763,125		
	2. 営業外収益			1,225,512	125	1,225,637		
		3. 他 会 計 補 助 金			81,777	125	81,902	
			(1) 他 会 計 補 助 金			81,777	125	81,902

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考		
1. 水道事業 費 用				8,138,000	△ 19,335	8,118,665			
	1. 営業費用			7,417,649	△ 19,335	7,398,314			
		1. 原水及び 浄水費			2,277,285	△ 15,474	2,261,811		
			(1) 給 料			101,827	△ 6,459	95,368	
			(2) 手 当			59,247	△ 2,040	57,207	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額			16,771	△ 1,008	15,763	
			(6) 法定福利費			36,727	△ 5,967	30,760	
			2. 配水費			449,350	△ 34,257	415,093	
		(1) 給 料			59,265	△ 16,526	42,739		
		(2) 手 当			37,026	△ 9,092	27,934		
		(3) 賞与引当金 繰 入 額			8,872	△ 1,703	7,169		
		(6) 法定福利費			20,628	△ 6,936	13,692		

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		3.給水費		188,983	9,598	198,581	
			(1)給料	50,450	7,215	57,665	
			(2)手当	30,714	3,077	33,791	
			(3)賞与引当金繰入額	8,653	89	8,742	
			(6)法定福利費	18,636	△ 783	17,853	
		4.施設管理費		521,832	33,993	555,825	
			(1)給料	113,512	17,516	131,028	
			(2)手当	64,263	11,634	75,897	
			(3)賞与引当金繰入額	17,973	2,512	20,485	
			(6)法定福利費	39,080	2,331	41,411	
		5.受託工事費		25,500	△ 3,963	21,537	
			(1)給料	9,303	△ 1,129	8,174	
			(2)手当	6,216	△ 1,519	4,697	
			(3)賞与引当金繰入額	1,622	△ 343	1,279	
			(6)法定福利費	3,445	△ 972	2,473	
		6.業務費		432,753	△ 94,460	338,293	
			(1)給料	72,973	△ 46,365	26,608	
			(2)手当	42,013	△ 24,624	17,389	
			(3)賞与引当金繰入額	10,360	△ 6,888	3,472	
			(6)法定福利費	24,548	△ 16,583	7,965	
		7.総係費		736,990	85,228	822,218	
			(1)給料	182,655	24,853	207,508	
			(2)手当	135,346	15,616	150,962	
			(3)賞与引当金繰入額	28,848	4,402	33,250	
			(6)法定福利費	67,881	205	68,086	
			(8)退職給付費	83,217	40,152	123,369	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 資 本 的 収 入				1,946,000	1,280	1,947,280		
	2. 負 担 金			394,688	1,280	395,968		
		3. 他 会 計 金 補 助 金			296,203	1,280	297,483	
			(1) 他 会 計 金 補 助 金			296,203	1,280	297,483

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考		
1. 資 本 的 支 出				4,306,000	14,735	4,320,735			
	1. 施 設 整 備 事 業 費			1,360,863	△11,639	1,349,224			
		1. 配 水 施 設 整 備 費			1,360,863	△11,639	1,349,224		
			(1) 給 料			12,190	△5,032	7,158	
			(2) 手 当			7,194	△3,305	3,889	
			(3) 賞 与 引 当 金 繰 入 額			2,136	△992	1,144	
			(6) 法 定 福 利 費			4,606	△2,310	2,296	
	2. 施 設 費				582,066	20,072	602,138		
		1. 配 水 施 設 費			120,974	10,961	131,935		
			(1) 給 料			26,085	3,727	29,812	
			(2) 手 当			15,630	5,938	21,568	
			(3) 賞 与 引 当 金 繰 入 額			4,146	1,089	5,235	
	(6) 法 定 福 利 費			9,769	207	9,976			

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		2. 施設費		461,092	9,111	470,203	
			(1) 給料	9,670	3,761	13,431	
			(2) 手当	6,253	3,465	9,718	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,442	685	2,127	
			(6) 法定福利費	3,395	1,200	4,595	
	3. 配水施設改良費			687,049	6,302	693,351	
		1. 配水施設改良費		542,539	53,073	595,612	
			(1) 給料	29,391	25,481	54,872	
			(2) 手当	18,454	16,681	35,135	
			(3) 賞与引当金繰入額	4,742	4,932	9,674	
			(6) 法定福利費	11,678	5,979	17,657	
		2. 受託配水管改良費		144,510	△ 46,771	97,739	
			(1) 給料	32,318	△ 21,848	10,470	
			(2) 手当	20,121	△ 12,280	7,841	
			(3) 賞与引当金繰入額	5,549	△ 3,861	1,688	
			(6) 法定福利費	12,232	△ 8,782	3,450	

平成28年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	414,000千円	△374千円	413,626千円
第2項 営業外収益	262,362千円	△374千円	261,988千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	477,480千円	137千円	477,617千円
第1項 営業費用	395,448千円	137千円	395,585千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額104,580千円」を「不足する額94,200千円」に、「過年度分損益勘定留保資金11,260千円」を「過年度分損益勘定留保資金22,522千円」に、「当年度分損益勘定留保資金93,320千円」を「当年度分損益勘定留保資金71,678千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	107,510千円	10,380千円	117,890千円
第2項 負担金	95,335千円	10,380千円	105,715千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	14,756千円	137千円	14,893千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第9条に定めた補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 簡易水道事業債元利償還補助金	119,139千円	10,335千円	129,474千円
(2) 高料金対策補助金	119,476千円	△329千円	119,147千円

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成28年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成28年度 奈良市都祁水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成28年度 奈良市都祁水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成28年度 奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成28年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成28年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			414,000	△ 374	413,626	
	2. 営業外収益		262,362	△ 374	261,988	
		1. 他会計補助金	143,280	△ 374	142,906	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			477,480	137	477,617	
	1. 営業費用		395,448	137	395,585	
		6. 総 係 費	15,466	137	15,603	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			107,510	10,380	117,890	
	2. 負 担 金		95,335	10,380	105,715	
		1. 他会計補助金	95,335	10,380	105,715	

平成28年度奈良市都祁水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△58,804
減価償却費	275,676
引当金の増減額（△は減少）	△ 927
長期前受金戻入額	△ 134,817
支払利息	49,869
固定資産除却損	22,117
未払金の増減額（△は減少）	557
未払消費税等の増減額（△は減少）	904
前受金の増減額（△は減少）	△ 90
小計	154,485
利息の支払額	△ 49,869
業務活動によるキャッシュ・フロー	104,616
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 10,724
負担金による収入	99,336
分担金による収入	1,366
投資活動によるキャッシュ・フロー	89,978
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	10,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 200,511
他会計借入金による収入	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,811
資金増加額	24,783
資金期首残高	12,248
資金期末残高	37,031

平成28年度奈良市都祁水道事業給与費明細書(第1号)

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	2	6,676	5,871		12,547	2,346	14,893
	資本勘定支弁職員							
	合 計	2	6,676	5,871		12,547	2,346	14,893
補 正 前	損益勘定支弁職員	2	6,657	5,572		12,229	2,527	14,756
	資本勘定支弁職員							
	合 計	2	6,657	5,572		12,229	2,527	14,756
比 較	損益勘定支弁職員		19	299		318	△ 181	137
	資本勘定支弁職員							
	合 計		19	299		318	△ 181	137

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童	退職給付費
補正後			156	684	324	445		1,515	1,652	1,095				
補正前			156	681	324	450		1,200	1,709	1,052				
比較				3		△ 5		315	△ 57	43				

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別	内訳	説明	備考
給料	19	給与改定に伴う増減分	19		給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 平成28年4月1日
手当	299	給与改定に伴う増減分			
			74	期末手当 勤勉手当 その他	5 67 2
			225	その他の増減分	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	
平成28年10月1日現在	平均給料月額 (円)	276,900
	平均給与月額 (円)	343,980
	平均年齢 (歳)	36.5
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	306,666
	平均給与月額 (円)	412,499
	平均年齢 (歳)	40.7

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	149,000	
	160,200	
	183,300	

(3) 級別職員数 (単位：人・%)

区 分	一 般 職			構 成 比
	級 別	職 員 数	構 成 比	
平成28年10月1日現在	1			
	2			
	3	1	50.0	
	4	1	50.0	
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	2	100.0	
平成28年1月1日現在	1			
	2	1	33.4	
	3			
	4	1	33.3	
	5			
	6	1	33.3	
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	3	100.0	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	2
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	2
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
比 率(B) / (A)	(%)	100.0	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	2
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
比 率(B) / (A)	(%)	100.0	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職	
	区 分	職
給料総額に対する比率	(%)	0.00
支給対象職員の比率 (平成28年10月1日現在)	(%)	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	
補 正 前	2.025 〔1.025〕	2.175 〔1.175〕	4.20 〔2.20〕	有	
一般会計の制度	2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕 は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成28年度奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成29年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		73,413
ロ	建 物	296,347	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 54,904</u>	241,443
ハ	構 築 物	4,121,409	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,160,709</u>	2,960,700
ニ	機 械 及 び 装 置	1,362,444	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 817,458</u>	544,986
	有 形 固 定 資 産 合 計		3,820,542
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		464,895
ロ	水 利 権		<u>68,760</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>533,655</u>
	固 定 資 産 合 計		4,354,197
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		37,031
(2)	未 収 金		14,451
(3)	貯 蔵 品		<u>1,352</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>52,834</u>
	資 産 合 計		<u><u>4,407,031</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,478,652</u>		
企業債合計		2,478,652	
(2) 他会計借入金			
イ その他の長期借入金	<u>60,000</u>		
他会計借入金合計		<u>60,000</u>	
固定負債合計			2,538,652
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>200,169</u>		
企業債合計		200,169	
(2) 未払金		4,965	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>1,006</u>		
引当金合計		1,006	
(4) 預り金		<u>1</u>	
流動負債合計			206,141
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	3,451,591		
(2) 収益化累計額	<u>△ 1,474,392</u>	<u>1,977,199</u>	
繰延収益合計			<u>1,977,199</u>
負債合計			<u>4,721,992</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>4,673</u>	
資 本 金 合 計		4,673
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	2,276	
ロ 諸 補 助 金	19,875	
ハ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>6,795</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		28,946
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>348,580</u>	
欠 損 金 合 計		<u>348,580</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 319,634</u>
資 本 合 計		<u>△ 314,961</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>4,407,031</u></u>

平成28年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収				414,000	△ 374	413,626	
	2. 営業外収益			262,362	△ 374	261,988	
		1. 他 会 計 補 助 金		143,280	△ 374	142,906	
		(1) 他 会 計 補 助 金		143,280	△ 374	142,906	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				477,480	137	477,617	
	1. 営業費用			395,448	137	395,585	
		6. 総 係 費		15,466	137	15,603	
		(1) 給 料		6,657	19	6,676	
		(2) 手 当		4,727	295	5,022	
		(3) 賞与引当金 繰 入 額		1,003	3	1,006	
		(6) 法定福利費		2,369	△180	2,189	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 資 本 的 収 入				107,510	10,380	117,890		
	2. 負 担 金			95,335	10,380	105,715		
		1. 他 会 計 金 補 助 金			95,335	10,380	105,715	
			(1) 他 会 計 金 補 助 金			95,335	10,380	105,715

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道
事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	151,800千円	750千円	152,550千円
第1項 営業費用	135,294千円	750千円	136,044千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	10,794千円	750千円	11,544千円

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 簡易水道事業費用			151,800	750	152,550	
	1. 営業費用		135,294	750	136,044	
		6. 総係費	11,013	750	11,763	

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 11,910
減価償却費	91,002
引当金の増減額（△は減少）	△ 2
長期前受金戻入額	△ 80,708
支払利息	5,992
固定資産除却損	9,122
未払金の増減額（△は減少）	330
未払消費税等の増減額（△は減少）	352
小計	14,178
利息の支払額	△ 5,992
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,186
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,126
負担金による収入	16,708
分担金による収入	185
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,767
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 18,385
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,385
資金増加額	5,568
資金期首残高	33,051
資金期末残高	38,619

平成28年度奈良市月々瀬簡易水道事業給与費明細書(第1号)

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	4,631	5,180		9,811	1,733	11,544
	資本勘定支弁職員							
	合 計	1	4,631	5,180		9,811	1,733	11,544
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	4,631	4,244		8,875	1,919	10,794
	資本勘定支弁職員							
	合 計	1	4,631	4,244		8,875	1,919	10,794
比 較	損益勘定支弁職員			936		936	△ 186	750
	資本勘定支弁職員							
	合 計			936		936	△ 186	750

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童	退職給付費
補正後			330	497		126		2,088	1,293	846				
補正前			330	497	324	324		655	1,296	818				
比較					△ 324	△ 198		1,433	△ 3	28				

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分		給与の改定率 1級 0.62 % 2級 0.29 % 3級 0.21 % 4級 0.16 % 5級 0.13 % 6級 0.11 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 平成28年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
手当	936	給与改定に伴う増減分	勤奨手当 50	
		その他の増減分		
		886		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	
平成28年10月1日現在	平均給料月額 (円)	385,900
	平均給与月額 (円)	517,572
	平均年齢 (歳)	48.9
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	378,182
	平均給与月額 (円)	479,642
	平均年齢 (歳)	48.0

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	149,000	
	160,200	
	183,300	

(3) 級別職員数 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級 別	職 員 数	構 成 比
平成28年10月1日現在	1		
	2		
	3		
	4		
	5	1	100.0
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計	1	100.0
平成28年1月1日現在	1		
	2		
	3		
	4		
	5	1	100.0
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計	1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	1
比 率(B) / (A)	(%)	100.0	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	1
比 率(B) / (A)	(%)	100.0	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職	
	区 分	職
給料総額に対する比率	(%)	0.00
支給対象職員の比率 (平成28年10月1日現在)	(%)	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	
補 正 前	2.025 〔1.025〕	2.175 〔1.175〕	4.20 〔2.20〕	有	
一般会計の制度	2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成29年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		6,304
ロ	建 物	55,291	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 20,187</u>	35,104
ハ	構 築 物	1,064,093	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 382,586</u>	681,507
ニ	機 械 及 び 装 置	736,180	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 601,008</u>	135,172
ホ	器 具 備 品	410	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	<u>410</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計		858,497
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	水 利 権		<u>58,532</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>58,532</u>
	固 定 資 産 合 計		917,029
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		38,619
(2)	未 収 金		2,942
(3)	貯 蔵 品		<u>1,101</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>42,662</u>
	資 産 合 計		<u><u>959,691</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>282,478</u>		
企業債合計		<u>282,478</u>	
固定負債合計			282,478
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>20,306</u>		
企業債合計		20,306	
(2) 未払金		1,721	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>801</u>		
引当金合計		801	
(4) 預り金		<u>2,285</u>	
流動負債合計			25,113
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,631,041		
(2) 収益化累計額	<u>△ 935,466</u>	<u>695,575</u>	
繰延収益合計			<u>695,575</u>
負債合計			1,003,166

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	32	
資 本 金 合 計		32
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	3,359	
ロ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	931	
資 本 剰 余 金 合 計		4,290
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	47,797	
欠 損 金 合 計		47,797
剰 余 金 合 計		△ 43,507
資 本 合 計		△ 43,475
負 債 資 本 合 計		959,691

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 簡易水道 事業費用				151,800	750	152,550		
	1. 営業費用			135,294	750	136,044		
		6. 総 係 費			11,013	750	11,763	
			(2) 手 当		3,571	936	4,507	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額		803	△2	801	
			(6) 法定福利費		1,789	△184	1,605	

平成28年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,099,000千円	△65,991千円	8,033,009千円
第1項 営業費用	7,173,644千円	△65,991千円	7,107,653千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額877,000千円」を「不足する額850,991千円」に、「過年度分損益勘定留保資金203,410千円」を「過年度分損益勘定留保資金264,433千円」に、「当年度分損益勘定留保資金673,590千円」を「当年度分損益勘定留保資金586,558千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,548,000千円	△26,009千円	4,521,991千円
第1項 建設改良費	1,098,205千円	△26,009千円	1,072,196千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	329,950千円	△92,000千円	237,950千円

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成28年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成28年度 奈良市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成28年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成28年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成28年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成28年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			8,099,000	△65,991	8,033,009	
	1. 営業費用		7,173,644	△65,991	7,107,653	
		1. 管 渠 費	191,089	△23,806	167,283	
		4. 普及指導費	84,381	△5,630	78,751	
		6. 総 係 費	196,926	△36,555	160,371	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,548,000	△26,009	4,521,991	
	1. 建設改良費		1,098,205	△26,009	1,072,196	
		1. 管渠建設費	334,586	10,447	345,033	
		2. 管渠改良費	270,198	△18,748	251,450	
		3. 処理場建設改良費	264,348	△17,708	246,640	

平成28年度奈良市下水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 690,195
減価償却費	3,948,647
引当金の増減額（△は減少）	4,070
長期前受金戻入額	△ 2,324,610
支払利息	754,443
固定資産除却損	68
未収金の増減額（△は増加）	△ 211,062
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 7,770
前払金の増減額（△は増加）	78,668
未払金の増減額（△は減少）	△ 26,190
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 31,157
小計	1,494,912
利息の支払額	△ 754,443
業務活動によるキャッシュ・フロー	740,469
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 611,387
無形固定資産の取得による支出	△ 228,187
国庫補助金等による収入	313,340
受益者負担金等による収入	35,553
一般会計からの繰入金による収入	1,338,984
投資活動によるキャッシュ・フロー	848,303
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,902,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,446,936
リース債務の返済による支出	△ 1,859
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,546,595
資金増加額	42,177
資金期首残高	210,934
資金期末残高	253,111

平成28年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)			給 料	給 与 費			法定福利費	合 計
	特別職	一般職	技能労務職		手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	16 [2]	2	76,954	71,877		148,831	27,821	176,652
	資本勘定支弁職員	7		29,095	21,830		50,925	10,373	61,298
	合 計	23 [2]	2	106,049	93,707		199,756	38,194	237,950
補 正 前	損益勘定支弁職員	23 [3]	2	106,033	95,581		201,614	41,029	242,643
	資本勘定支弁職員	10		39,824	32,132		71,956	15,351	87,307
	合 計	33 [3]	2	145,857	127,713		273,570	56,380	329,950
比 較	損益勘定支弁職員	△ 7 [△ 1]		△ 29,079	△ 23,704		△ 52,783	△ 13,208	△ 65,991
	資本勘定支弁職員	△ 3		△ 10,729	△ 10,302		△ 21,031	△ 4,978	△ 26,009
	合 計	△ 10 [△ 1]		△ 39,808	△ 34,006		△ 73,814	△ 18,186	△ 92,000

[] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童	退職 給付費
補正後		3,999	3,922	11,395	1,456	2,885	150	8,809	29,710	18,965	35		1,735	10,646
補正前		7,764	6,624	16,006	2,402	4,299	141	8,809	39,434	24,175	70		4,175	13,814
比較		△3,765	△2,702	△4,611	△946	△1,414	9		△9,724	△5,210	△35		△2,440	△3,168

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	明	備考
給料	△39,808	給与改定に伴う増減分 179			1級 0.62 %
					2級 0.29 %
					3級 0.21 %
					4級 0.16 %
					5級 0.13 %
					6級 0.11 %
					7級 0.10 %
					8級 0.09 %
					9級 0.08 %
					平成28年4月1日
					給与改定の時期
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△39,987		
手当	△34,006	給与改定に伴う増減分	期末手当	45	
			勤勉手当	1,087	
			その他	18	
			退職給付費	△3,168	
		その他の増減分	△35,156	△31,988	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	技 能 労 務 職
平成28年10月1日現在	平均給料月額 (円)	361,200
	平均給与月額 (円)	469,722
	平均年齢 (歳)	48.1
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	353,437
	平均給与月額 (円)	551,584
	平均年齢 (歳)	47.4

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)
平成28年1月1日	高 校 卒	149,000	同 左	
	短 大 卒	160,200		
	大 学 卒	183,300		

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区分	級	一般職		技能数		構成比
		職員数	構成比	職員数	構成比	
平成28年10月1日現在	1					
	2	5	21.8			
	3	4 〔2〕	17.4 〔100.0〕			
	4	1	4.3	1	50.0	
	5	8	34.8	1	50.0	
	6	1	4.3			
	7	2	8.7			
	8	2	8.7			
	9					
	10					
	計	23 〔2〕	100.0 〔100.0〕	2	100.0	
平成28年1月1日現在	1	2	5.7			
	2	5	14.3			
	3	4 〔3〕	11.4 〔100.0〕			
	4	5	14.3	1	50.0	
	5	9	25.7	1	50.0	
	6	5	14.3			
	7	1	2.9			
	8	3	8.5			
	9	1	2.9			
	10					
	計	35 〔3〕	100.0 〔100.0〕	2	100.0	

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
分	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

		区 分				合 計	一 般 職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)			25	23	2	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			23	21	2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)						
		2号給	(人)						
		3号給	(人)			2	2		
4号給		(人)			21	19	2		
比 率(B) / (A)	(%)				92.0	91.3	100.0		
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)			35	33	2	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			30	28	2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)						
		2号給	(人)						
		3号給	(人)			1	1		
4号給		(人)			29	27	2		
比 率(B) / (A)	(%)				85.7	84.8	100.0		

(5) 特殊勤務手当

区	分	全	職	種
給料総額に対する比率	(%)	0.08		
支給対象職員の比率 (平成28年10月1日現在)	(%)	8.00		
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当		

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後		2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	
補正前		2.025 〔1.025〕	2.175 〔1.175〕	4.20 〔2.20〕	有	
一般会計の制度		2.025 〔1.025〕	2.275 〔1.225〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕 は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成28年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成29年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		1,618,410
ロ	建 物	612,055	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 85,724	526,331
ハ	構 築 物	111,081,670	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 10,387,870	100,693,800
ニ	機 械 及 び 装 置	3,020,733	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 913,407	2,107,326
ホ	車 両 運 搬 具	1,722	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,029	693
ヘ	器 具 備 品	1,782	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 529	1,253
ト	建 設 仮 勘 定		54,761
	有 形 固 定 資 産 合 計		105,002,574
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		4,712,103
ロ	リ ー ス 資 産		3,467
	無 形 固 定 資 産 合 計		4,715,570
	固 定 資 産 合 計		109,718,144
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		253,111
(2)	未 収 金	783,032	
	貸 倒 引 当 金	△ 48,737	734,295
	流 動 資 産 合 計		987,406
	資 産 合 計		110,705,550

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>41,591,690</u>		
企業債合計		41,591,690	
(2) リース債務		1,703	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>35,980</u>		
引当金合計		<u>35,980</u>	
固定負債合計			41,629,373
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,506,657</u>		
企業債合計		3,506,657	
(2) リース債務		1,858	
(3) 未払金		582,039	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>17,296</u>		
引当金合計		<u>17,296</u>	
(5) 預り金		<u>3</u>	
流動負債合計			4,107,853
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	72,479,103		
(2) 収益化累計額	<u>△ 7,027,716</u>	<u>65,451,387</u>	
繰延収益合計			<u>65,451,387</u>
負債合計			<u>111,188,613</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>365,118</u>	
資 本 金 合 計		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,018</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		1,348,055
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>2,196,236</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2,196,236</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 848,181</u>
資 本 合 計		<u>△ 483,063</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>110,705,550</u></u>

平成28年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用				8,099,000	△65,991	8,033,009	
	1. 営業費用			7,173,644	△65,991	7,107,653	
		1. 管 渠 費		191,089	△23,806	167,283	
			(1) 給 料	29,102	△10,997	18,105	
			(2) 手 当	19,171	△6,950	12,221	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	5,057	△2,169	2,888	
			(6) 法定福利費	9,883	△3,690	6,193	
		4. 普及指導費		84,381	△5,630	78,751	
			(1) 給 料	18,630	△1,443	17,187	
			(2) 手 当	9,743	△845	8,898	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	2,737	△565	2,172	
			(6) 法定福利費	8,057	△2,777	5,280	
		6. 総 係 費		196,926	△36,555	160,371	
			(1) 給 料	58,301	△16,639	41,662	
			(2) 手 当	38,155	△8,381	29,774	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	9,702	△2,461	7,241	
			(6) 法定福利費	20,291	△5,906	14,385	
			(8) 退職給付費	13,814	△3,168	10,646	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出				4,548,000	△26,009	4,521,991	
	1. 建設改良費			1,098,205	△26,009	1,072,196	
		1. 管渠建設費		334,586	10,447	345,033	
			(1) 給 料	23,324	5,771	29,095	
			(2) 手 当	15,110	2,063	17,173	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	4,059	936	4,995	
			(6) 法定福利費	7,902	1,677	9,579	
		2. 管渠改良費		270,198	△18,748	251,450	
			(1) 給 料	8,855	△8,855	0	
			(2) 手 当	5,316	△5,164	152	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	1,506	△1,506	0	
			(6) 法定福利費	3,223	△3,223	0	
		3. 処 理 場 建設改良費		264,348	△17,708	246,640	
			(1) 給 料	7,645	△7,645	0	
			(2) 手 当	5,970	△5,666	304	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	1,269	△1,269	0	
			(6) 法定福利費	3,128	△3,128	0	

奈良市行政組織条例の一部改正について

奈良市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「保健福祉部
子ども未来部」 を 子ども未来部 に改める。
「福祉部
健康医療部」

第2条総合政策部の部分の第7号中「及び広聴」を削り、同条総務部の部分の第4号中「公有財産の管理」を「広聴」に改め、同条財務部の部分の第2号中「活用」を「管理及び活用」に改め、同条市民生活部の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条保健福祉部の部分中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同部分の第4号を削り、同条子ども未来部の部分の次に次のように加える。

健康医療部

- (1) 保健所に関すること。
- (2) 医療に関すること。
- (3) 病院事業に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政需要に対応するための行政組織の見直しに伴い、新設する部の分掌事務を定めるほか所要の改正を行おうとするものである。

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

奈良市地域公共交通 会議	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項の協議に関する事務
-----------------	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

市の地域公共交通における課題の調査審議及び協議に関する事務を担当する奈良市地域公共交通会議を設置しようとするものである。

奈良市実費弁償条例の一部改正について

奈良市実費弁償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例

奈良市実費弁償条例（昭和23年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第12条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含

む。)について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条に次の1項を加える。

8 前項の規定は、第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した奈良市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における奈良市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」

と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

- 3 新条例第12条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第12条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第12項において準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定の施行に関し必要な経過措置については、附則第2項から前項までの規定の例による。

(提案理由)

雇用保険法の一部改正により失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、国家公務員退職手当法の改正に準じ、引用条文の整理その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第10条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号に掲げる」を「第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの」に改め、同条第2号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第36条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「又は賦課」を「、又は賦課」に、「第1項に」を「同項に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第33条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第45条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で当該」を「場合において、当該」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知し

て提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第46条第2項中「についても同条第1項」を「がある場合には、同条第1項」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第62条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第65条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第159条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規

定する補助金等」を加える。

附則第28条の3の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、「、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第28条の3の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項前段」に改め、同条を附則第28条の3の3とし、附則第28条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以

下この項において「特例適用利子等の額」という。) に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の

額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の

規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第29条、第30条及び第32条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第35条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、奈良市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

（奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付が

された場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市税条例第10条、第36条、第45条及び第46条の改正規定並びに附則第28条の3の2の改正規定及び同条を附則第28条の3の3とし、附則第28条の3の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項、第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中奈良市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第36条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第36条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第45条第5項及び第46条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第28条の3の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税につ

いて適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴う延滞金の計算期間の特例や個人市民税の医療費控除の特例の創設等、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立高円こども園	奈良市古市町1,249番地	160人
奈良市立神功こども園	奈良市神功四丁目13番地の1・奈良市神功四丁目25番地の3	230人
奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高円保育園の項及び神功保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立東市幼稚園の項、奈良市立鶴舞幼稚園の項、奈良市立田原幼稚園の項、奈良市立右京幼稚園の項、奈良市立神功幼稚園の項及び奈良市立鼓阪北幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園と保育所の再編を行うため、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表並松バンビーホームの項、吐山バンビーホームの項及び六郷バンビーホームの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

並松小学校、都祁小学校、吐山小学校及び六郷小学校の統合再編に伴い、並松バンビーホーム、吐山バンビーホーム及び六郷バンビーホームを廃止しようとするものである。

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数に関する条例の制定について

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように
制定しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2
項及び第18条第2項の規定に基づき、奈良市農業委員会の委員（以下「農業委員」と
いう。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるも
のとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、18人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和35年奈良市条例第
13号）

(2) 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（昭和41年奈良市条例第10号）

(3) 奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例（昭和35年奈良市条

例第22号)

(経過措置)

- 3 この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により任命される農業委員の定数について適用し、この条例の施行の際現に在任する農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により在任する間は、前項の規定による廃止前の奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	40,000円
-------------	----	---------

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるほか、関係条例の改廃を行おうとするものである。

奈良市特産品等直売施設条例の一部改正について

奈良市特産品等直売施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特産品等直売施設条例の一部を改正する条例

奈良市特産品等直売施設条例（平成17年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（事業）

第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売に関すること。
- (2) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 直売施設の利用制限に関すること。
- (3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。

第8条を第10条とする。

第7条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とする。

第5条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 第1及び第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 6月及び12月の第1火曜日の翌日

(3) 12月30日から翌年1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

月ヶ瀬温泉ふれあい市場に指定管理者制度を導入し、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部改正について

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部を改正する条例

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例（平成17年奈良市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売及び地域の食材を利用した郷土料理等の提供に関すること。
- (2) 利用者への休息の場の提供並びに観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とする。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 直売施設の利用制限に関すること。

(3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。

（開館時間）

第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

湖畔の里“つきがせ”に指定管理者制度を導入し、これに伴う所要の規定の整備を行うとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第59条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の違反状況の公表）

第59条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

火災被害の軽減を図るため、不特定多数の者が利用する防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合にその旨を公表する規定を追加しようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部奈良市立月ヶ瀬小学校の項中「奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1」を「奈良市月ヶ瀬尾山2, 551番地」に改め、同部奈良市立並松小学校の項、奈良市立吐山小学校の項及び奈良市立六郷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

月ヶ瀬小学校及び月ヶ瀬中学校が施設一体型の小中一貫校となること並びに並松小学校、都祁小学校、吐山小学校及び六郷小学校を統合再編することに伴い、所要の改正を行うおうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第27号を第28号とし、第17号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 精神科

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目に精神科を追加しようとするものである。

財産の処分について

次に掲げる財産を処分するものとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物件の表示

建 物

所在地	種類	構造	床面積
奈良市佐保台西町114番3	事務所	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板ぶき 陸屋根3階建	1階 292.18㎡
			2階 274.44㎡
			3階 292.18㎡
			合計 858.80㎡

(参考) 土 地

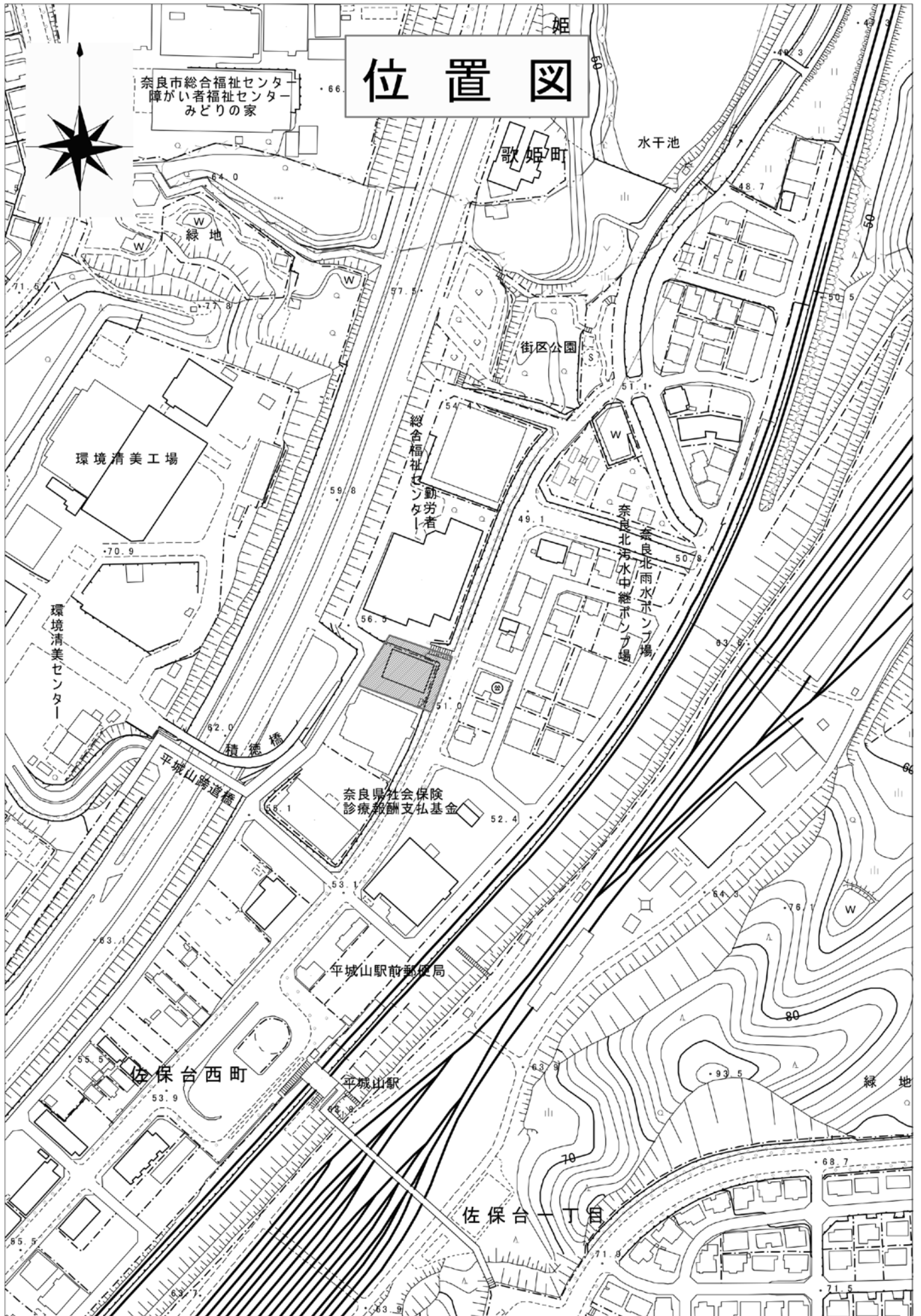
所在地	地目	地積
奈良市佐保台西町114番3	宅地	1,000.02㎡
奈良市佐保台西町115番4	宅地	194.02㎡
合 計		1,194.04㎡

2 譲渡価格 100,001,700円

3 契約の相手方 奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社 日本中央住販

代表取締役 谷手 善紀



委託契約の締結について

大和都市計画道路事業8・7・100号近鉄西大寺駅歩行者専用道の鉄道交差部に係る工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 大和都市計画道路事業8・7・100号近鉄西大寺駅歩行者専用道の鉄道交差部に係る工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 2,519,000,000円
- 4 契約の相手方 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
取締役社長 和田林 道宣

大和都市計画道路事業 8・7・100 号近鉄西大寺駅歩行者専用道の鉄道交差部に係る工事委託の概要

1. 委託場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内

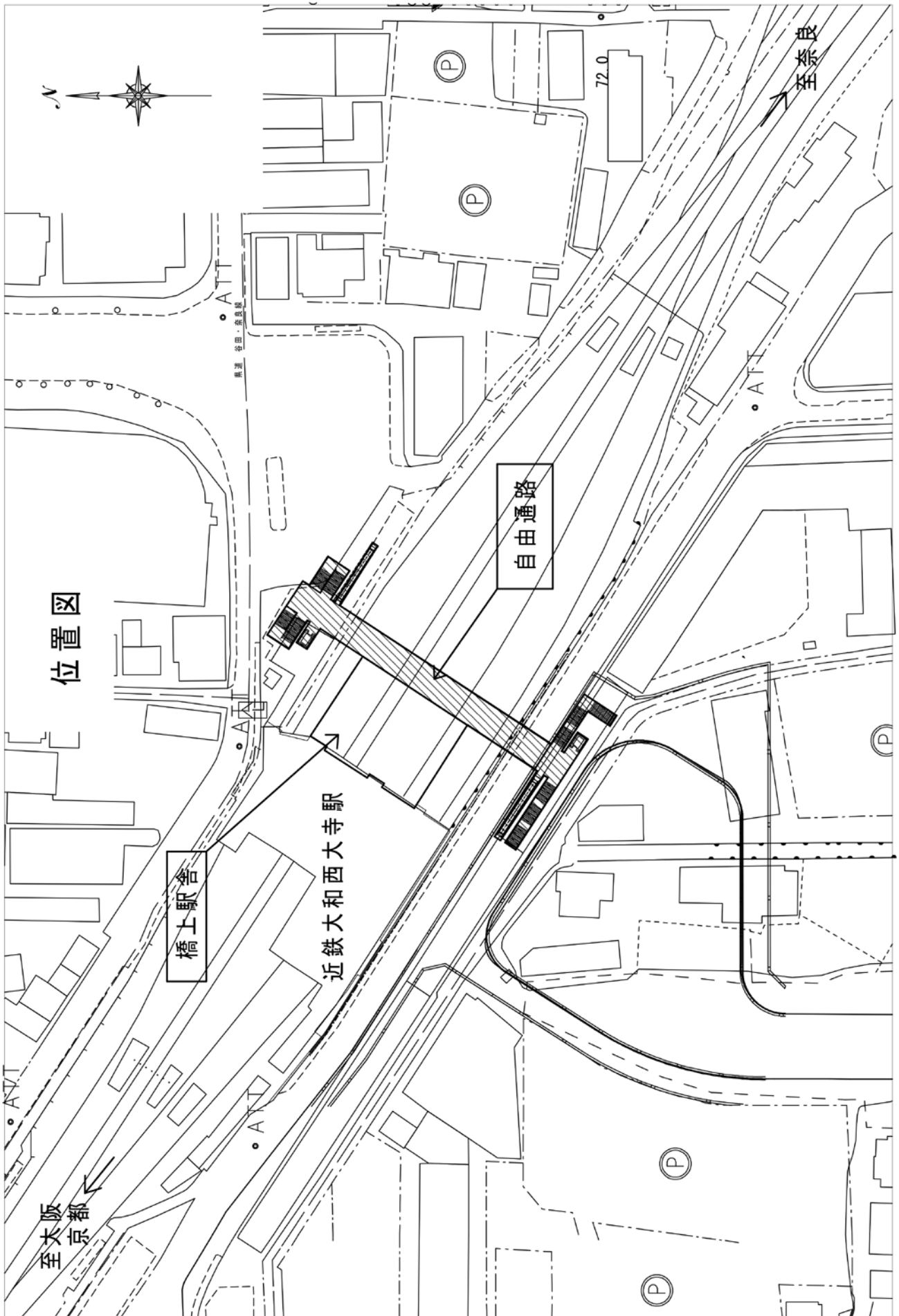
2. 委託規模

歩行者専用道路橋の新設 L = 180 m W = 3 ~ 7 m

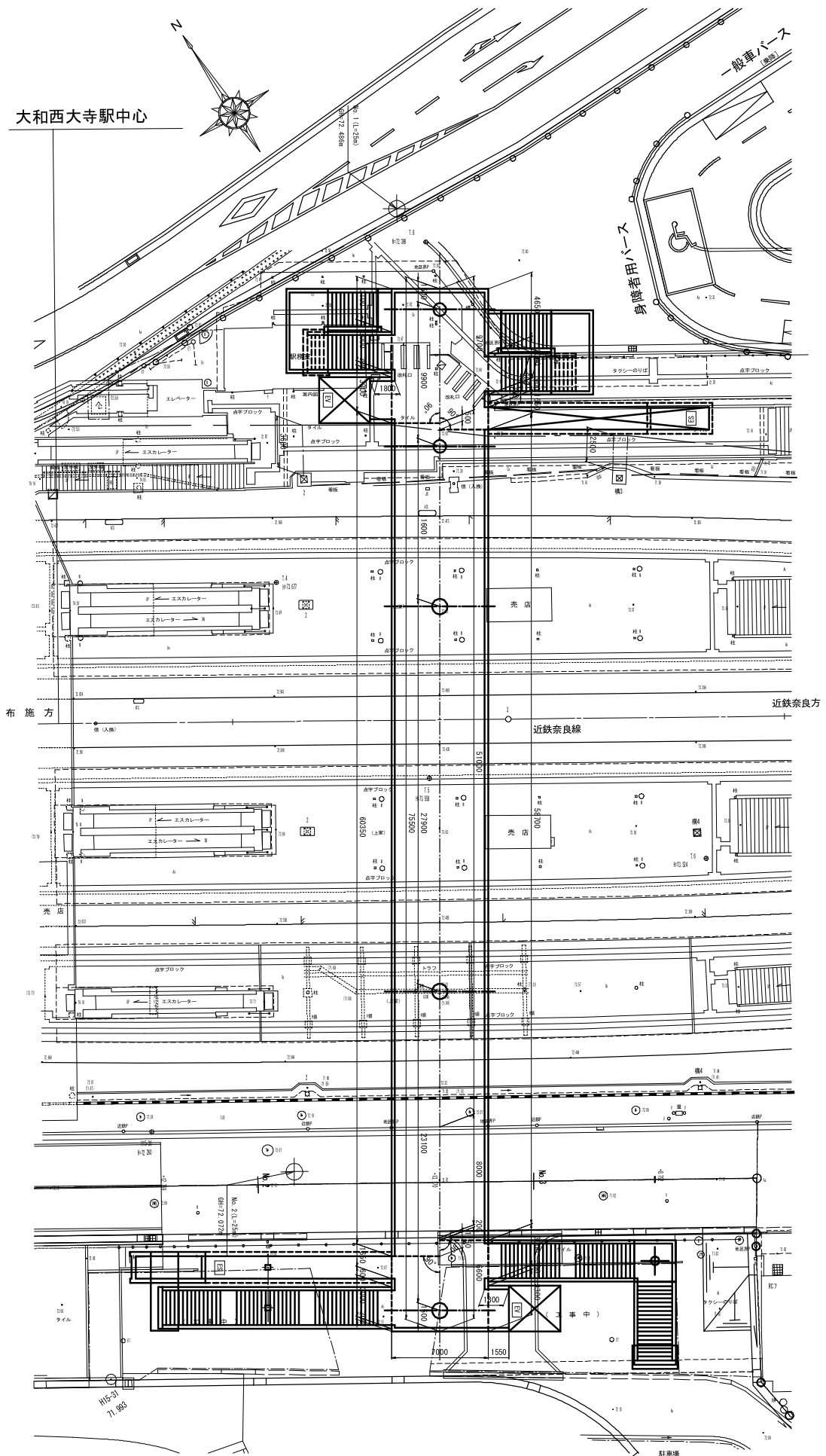
橋梁形式 鋼上路鋼床版鋼桁 4 径間ラーメン構造形式

- | | |
|------------------|----|
| (1) 上部工工場製作工 | 一式 |
| (2) 橋脚工 | 一式 |
| (3) 道路桁架設工 | 一式 |
| (4) 仮設工 | 一式 |
| (5) 床面仕上及び付帯工 | 一式 |
| (6) 上屋、壁、内装及び付帯工 | 一式 |

3. 工期 契約の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

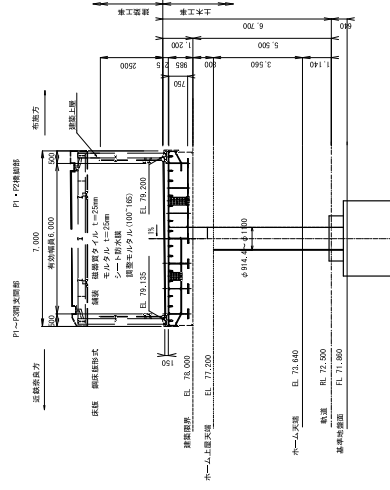


図面平面

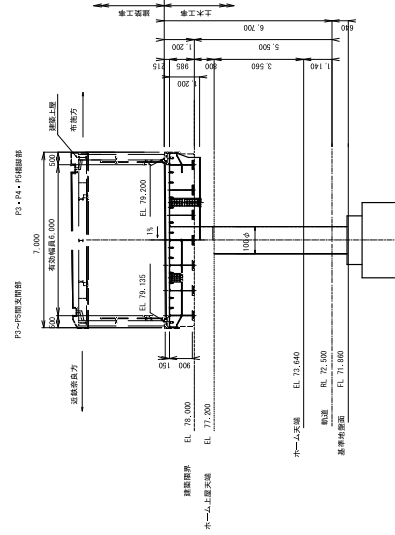


自由通路桁断面図

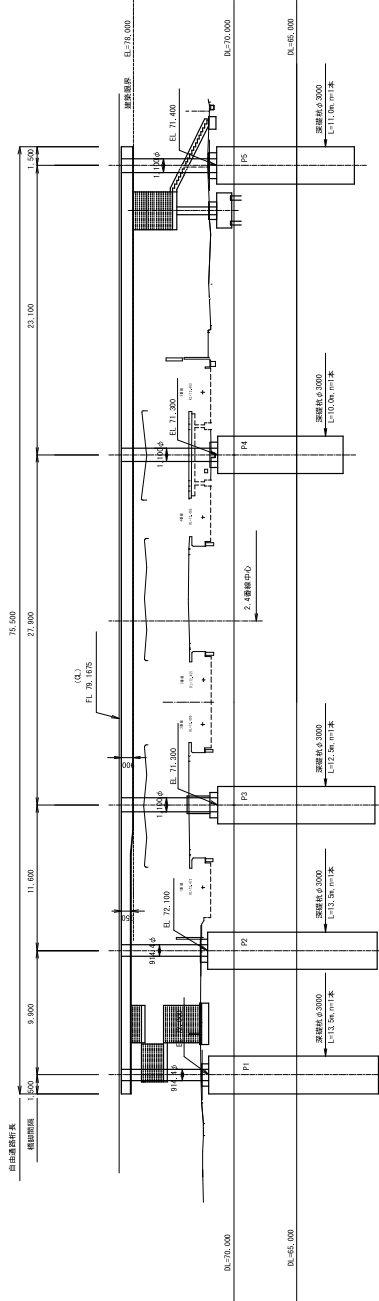
P1~P3区間



P3~P5区間



自由通路部側面図



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町580番地の2

奈良市子ども発達センター

2 指定管理者の所在地及び名称

生駒市元町二丁目14番8号

社会福祉法人宝山寺福祉事業団

理事長 辻村 泰範

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市子ども発達センター条例第3条（第2号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘三丁目1994番地の10

奈良市グリーンホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鶴舞東町1番79-101号 鶴舞保育園内

グリーンファミリー

会長 XXXXXXXXXX

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市グリーンホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市グリーンホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市グリーンホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町1725番地

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中 信幸

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市薬師堂町31番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田 道隆

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

本市流域関連公共下水道施設を大和郡山市住民の 利用に供することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、大和郡山市から下記協定条件のとおり本市流域関連公共下水道施設を大和郡山市住民の利用に供することについて協議がなされたので、同条第3項の規定により議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 大和郡山市住民の利用に供する下水道施設の敷設位置
奈良市七条町135番地、147番地2、166番地2

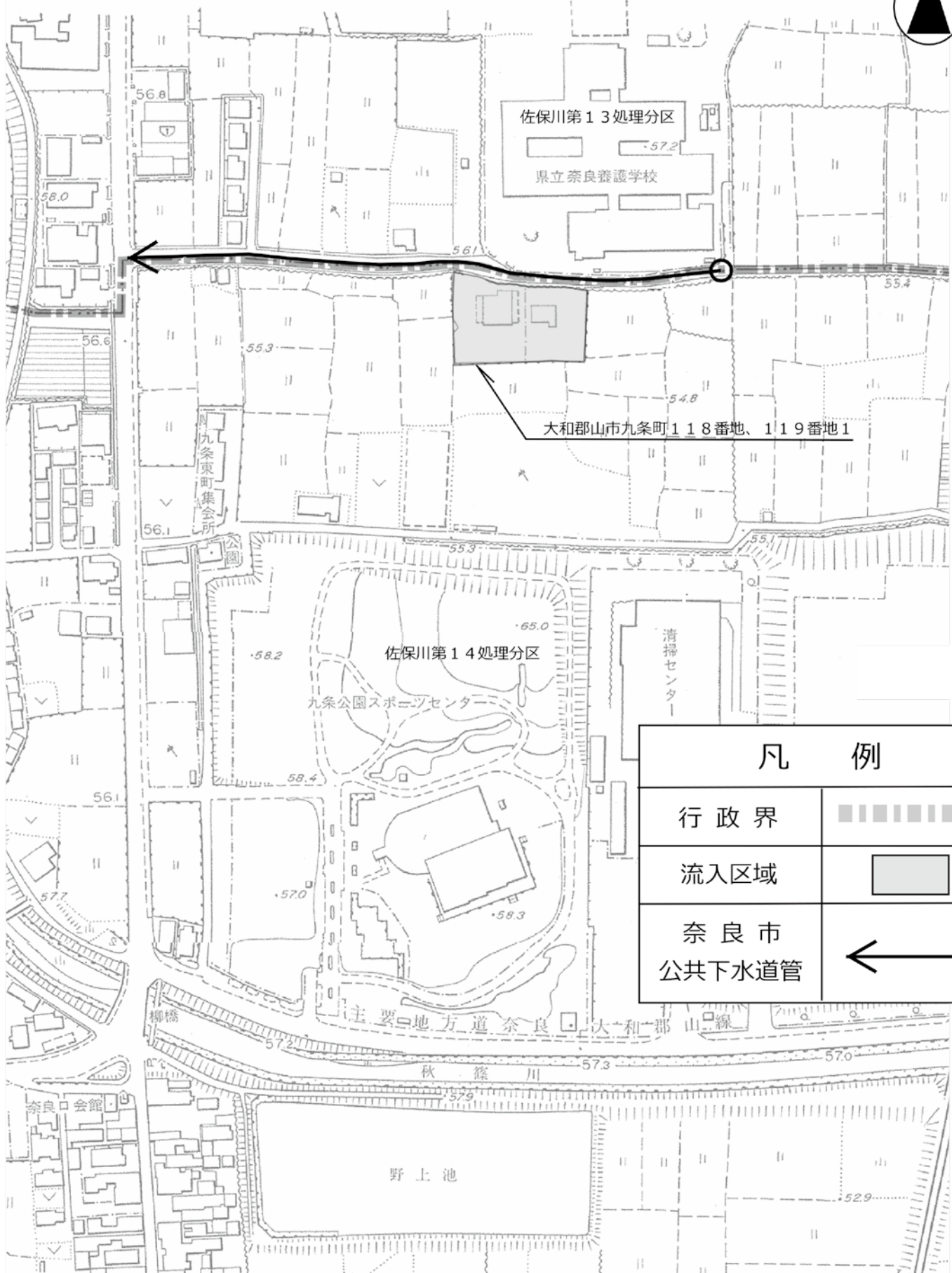
- 2 流入区域

大和郡山市九条町118番地	1,082.82㎡
大和郡山市九条町119番地1	1,550.02㎡

- 3 流入区域見取図
別紙のとおり

- 4 利用条件
 - (1) 本市公共下水道施設への接続に際し、工事負担金3,967,000円を大和郡山市が支払う。
 - (2) 下水道使用料は大和郡山市が徴収する。
 - (3) 取付管及び取付ますの維持管理は大和郡山市が行う。
 - (4) 本管部分に大規模な修繕、改築等が必要な事態が生じた場合の負担は、その都度協議して定める。

流入区域見取図



凡 例	
行政界	
流入区域	
奈良市 公共下水道管	

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更
について

奈良県市町村総合事務組合を組織する組合のうち、西和衛生試験センター組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議決を求める。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合同規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、西和衛生試験センター組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県市町村総合事務
組合県指令市町村第1143号）（抄）

別表第1（第2条関係） 組合を組織する市町村及び組合

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、西和衛生試験センター組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	組合市町村
1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、西和衛生試験センター組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合